

可認局遞驛

明治十九年十一月廿七日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第十一號

英吉利法律學校



目次

一 契約法

(第九號ノ續キ)

法學士

土方

寧

一 私犯法

法學士

奧田義人

一 合衆國領事裁判訴訟法

(第九號ノ續キ)

米國法律學士

シドモール

一 動産委託法

(第七號ノ續キ)

法學士

元田

肇

一 質問

事柄ヲ不實ノモノト言做スコト能ハス之ヲ捺印證書ニ係ル禁反言ト云フ

第二 埋没

常種契約ヲ結ヒタル事ト同シ事柄ヲ捺印證書ニ認ムルトキハ常種契約ハ之カ爲メニ消滅スルモノトス蓋埋没ハ契約ノ時ノミニ限ラス所有權ノ場合ニモ是アリ譬ヘハ甲ナル土地ノ所有主乙ナル隣地ヲ通行スルノ權ヲ有スルトセンニ甲地ノ所有主若シ乙地ヲ買取ルトキハ乙地通行ノ權爲メニ消滅スルモノトス之レ完全ノ所有權ヲ得タルヲ以テ大ハ小ヲ併スノ理ニヨリ通行權從テ消滅シタルナリ之ト同シク捺印契約ハ常種契約ヨリ一層効力ノ大ナル者ナルヲ以テ常種契約ヲ壓倒スルモノトス

第三 捺印證書ノ出訴期限ハ二十年常種契約ノ出訴期限ハ六年ト

捺印契約ノ出訴期限ヲ常種契約ノ出訴期限ヨリ永クシタルモノハ捺印契約ハ證據ノ湮滅スルコト常種契約ニ比シテ少ケレハナリ

第四 捺印契約ニハ約因ヲ要セス

衡平法裁判所ニ於テハ捺印證書ヲ以テスルモ恩惠契約ノ實行ヲ命スルコトナシ蓋契約實行ノ訴訟ヲ受理シテ裁判ヲナスハ衡平法裁判所ノ管轄ニシテ特ニ權利者ヲ保護セントシタルニアリ故ニ捺印證書ヲ以テスルモ恩惠ノ契約ハ實行ヲ許スコトナシ之ヲ他言スレハ如何ナル方法ヲ以テスルモ約因アルニアラサレハ衡平法裁判所ニ於テハ契約ヲ有効トセサルナリ習慣法裁判所ニ於テモ亦營業ヲ制限スル所ノ契約ハ約因アルニアラサレハ無効ノモノトス營業ヲ制限スルノ契約トハ或ル區域内ニテ商業ヲナサルヘシト約スルカ如シ此等ハ多ク

Heir  
Executor

Good-will

ハ營業ノ得意先<sup>ハクイロツキル</sup>ヲ賣渡シタル場合ニ生スルモノニシテ公益ヲ害スル  
ノ悞アルモノナレハ法律ハ可成的斯ノ如キ契約ヲ無効ニナサントス  
ルノ傾向アルナリ  
第五 捺印契約上ノ債主ニハ常種契約上ノ債主ノ有セサル特權ア  
リ亦捺印契約上ノ債主ニハ常種契約上ノ債主ヨリハ先取ス  
ルノ特權アリ  
此事ヲ説明セント欲スルニハ先ツ相續法ヲ一言セサルヲ得ス英國ノ  
相續法ニハ動産ノ相續ト不動産ノ相續トノ二種アリ譬へハ爰ニ動産  
不動産共ニ之ヲ所有シ債負債共ニ之レアル甲者死去スルコトアリト  
セハ其不動産ハ渾テ相續人<sup>トエヤ</sup>ニ於テ之ヲ相續シ其動産ハ死後管財人暫  
時之ヲ相續ス死後管財人ハ甲ノ死去前遺言シテ之ヲ定メタルモノナ  
ルトキハ<sup>ト</sup>エキセキユト<sup>ト</sup>ルト稱シ遺言スルコトナク甲ノ死後裁判所

ヨリ命シタルモノナルトキハ之ヲ「アドミニストレートル」ト稱ス斯ハ  
 甲ノ死後取纏ヲ爲ス爲メ命スルモノニシテ甲ヲ代表スルモノナリ今  
 乙ヲ甲ノ死後管財人ナリト假定センニ乙ハ甲ノ身代ニ付取立ツヘキ  
 金錢アルトキハ之ヲ取立テ負債ノ拂フヘキモノアルトキハ之ヲ拂ヒ  
 猶ホ剩餘ノアルトキハ之ヲ甲ノ近親ニ分配ス故ニ甲ノ動産及ヒ債主  
 權其負債ヨリ多キトキハ孰レノ債主モ皆全キテ得毫モ困難ヲ生スル  
 コトナシト雖モ若シ負債ノ方多キトキハ孰レノ債主モ全額ヲ得ルコ  
 ト能ハス皆若干ノ損失ヲナサ、ルヘカラス然ルニ甲ノ債主中若シ捺  
 印證書ヲ以テセル債主アルトキハ此者ハ常種契約上ノ債主ヨリモ先  
 取ノ特權アリトス即チ詳言スレハ孰レノ債主モ死者ノ遺産タル動産  
 ニ對シ其貸シタル金圓ヲ請求スルノ權アリト雖モ捺印契約上ノ債主  
 ハ此等ノ者ニ先ツテ債主權ヲ主張スルノ權アルヲ云フナリ

以上ハ習慣法上ノ規則ナリ然レトモ<sup>ち</sup>ヴキクトリヤ即位第廿二年廿三年ノ條例第四十六節ニヨリ之ヲ廢セシヲ以テ今日ニ於テハ最早捺印契約上ノ債主ト常種契約上ノ債主ノ間ニ區別ナキニ至レリ

上陳ノ場合ハ動産ニ對スル時ナリ不動産ニ對スル場合ハ習慣法上債主ヨリ請求スルノ權ナキヲ通則トス即チ死者ノ不動産ヲ以テ死者ノ負債ヲ辨償スルノ義務ナシ死者ノ動産ヲ以テ死者ノ負債ヲ悉ク辨償シ能ハサルトキニ於テモ尙ホ相續人ハ己ノ相續セル不動産ヲ以テ之ヲ辨償スルノ義務ナシ然レトモ甲若シ存命中ニ於テ自己及ヒ相續人ニ義務ヲ負擔スヘキ旨ヲ明言シテ捺印證書ヲ作りタルトキハ債主ヨリ相續人ニ對スル權利アリ他言スレハ相續人ノ相續シタル不動産ニ對シテハ債主ニ於テ請求スルノ權ナキハ原則ナレトモ右ノ如キ捺印證書ヲ以テシタルトキノミ此權アリトス

上陳ノ如キ捺印證書ヲ以テシタル債主ノ權利ハ其後或ル條例ニヨリ  
不動産ノ遺囑受贈者ニ對シテモ之ヲ行ヒ得ルコトヲ定メ其後亦或ル  
條例通常サー、ジョン、ロミリース條例ト云フニヨリ死者ノ不動産ニ對  
スル權利ヲシテ渾テノ債主ニ之ヲ有セシムルコトニ定メタリ故ニ此  
條例ノ結果ハ從前特ニ捺印契約ニノミアリシ所ノ權利ヲ常種契約ニ  
モ及ホスニ至リシナリ然レトモ不動産ニ對スル債主ノ權利ハ右條例  
ノ發布後ト雖モ猶ホ捺印契約ノ債主ニハ先取ノ特權アリシカヴキク  
トリヤ即位第廿二年廿三年ノ條例第四十六節ニヨリ此特權モ亦廢棄  
シ今日ニテハ死者ノ動産不動産ニ對スル債主ノ權利常種契約ト捺印  
契約トノ間毫モ異ナルコトナキニ至レリ  
此項ハ現行法ヲ説明スルニ於テ敢テ必要ナキカ如シト雖モ近來マテ  
行ハレタルモノナレハ説明シタルナリ

捺印證書  
ヲ以テス  
ルヲ要ス  
ル契約

\*Gratuitous  
Contract

わCorporation

以上捺印契約ニ特有ノ性質ヲ概説セリ是ヨリ捺印證書ヲ以テスルコ

トヲ必要トスル契約ヲ説明スヘシ

凡ソ契約ヲ結フニハ契約者雙方ノ意ニ從フヘク敢テ如何ナル方法ニ

依ラサルヘカラスト云フ定規ナキチ原則トスレトモ或ル場合ニハ契

約ノ種類ニヨリ其方法ヲ規定スルコトアリ爰ニハ其中捺印證書ヲ以

テスルヲ要スル場合ヲ説明スヘシ

第一 を 恩惠契約

約因ナキ契約ヲ結フニハ捺印證書ヲ以テスルニアラサレハ英米法ニ

於テハ有効トナサ、ルコトハ前ニ屢述ヘタル所ナリ

第二 わコーポレーション 會社ノ契約

會社ノ契約ヲ結フニハ會社ノ印影ヲ押捺シタル證書ヲ以テナサ、ル

ヘカラス然レトモ今日ニ於テハ漸次會社ノ契約ニテモ捺印證書ヲ以

テスルヲ要セサルニ至ルノ傾向アリ猶ホ此事ハ結約對手ヲ論スル條  
 下ニ於テ詳説スヘシ  
 其他捺印證書ヲ以テスルヲ必要ナリトスル契約トシテ二三ノ場合ヲ  
 教科書等ノ中ニ記載スルモノアレトモ實ハ契約ニアラスシテ契約ト  
 契約ニアラサルモノトヲ混シタルニ出ツルモノナレハ爰ニ之ヲ詳説  
 セス唯其名目ヲ掲クヘシ

捺印證書ヲ作ルヘキ代理權ヲ與フルニハ捺印證書ヲ以テセサルヘカ  
 ラス然レトモ代理權ヲ與フルハ契約ニアラサルコトハ前既ニ之ヲ説  
 明セリ捺印證書ヲ以テセル代理權ノ委任狀ヲ英語ニテ<sup>カ</sup>パワー、オフ、ア  
 ヲト<sup>ニ</sup>ト云フ又英國船ノ讓渡ハ千八百五十四年ノ商船法例條ニ  
 ヨリ捺印證書ヲ以テスルコトヲ必要トス又<sup>ク</sup>グキクトリヤ第八年、九年  
 ノ條例第十六節即チ會社條例ヲ以テ支配セラルヘキ會社<sup>コンパニー</sup>ノ株ヲ讓渡

Statute of Land.

捺印證書  
ノ種類

Indenture

スニハ捺印證書ヲ以テスルヲ要ス又詐欺條例第一節及ヒ第二節ニヨ  
 リ書面ニ認ムルコトヲ必要ナリトスル土地ノ貸借ハヴキクトリヤ第  
 八年、九年ノ條例第六節ニヨリ捺印證書ニ認ムルコトヲ要スレトモ  
 此等ハ皆眞實ノ契約ニハアラサルナリ  
 今ヤ余ハ捺印契約ノ事ヲ終ルニ臨ミ尙ホ説明スヘキコトアリ即チ近  
 來マテハ契約又ハ其他ノ取引ヲ爲ス者雙方ニ於テ義務ヲ負擔スヘキ  
 場合ニハ其取引又ハ契約ノ證書ヲ二通以上作ルコトヲ必要トシ其二  
 通以上ノ證書ヲ作ルハ始メ先ツ一葉ノ紙面又ハ羊皮ニ文言ヲ記載シ  
 然ル後之ヲ鋸齒狀ニ切斷シテ各通ト爲スコトナリシカ今日ニ於テハ  
 條例ヲ以テ其制度ヲ廢シタルニヨリ假令二人以上義務ヲ負フヘキ者  
 アル場合ト雖モ之ヲ別々ノ紙面ニ認ムルコトヲ得ルニ至レリ曩時此  
 制度ノ行ハレタル頃ニハ此鋸齒狀ニ切斷シタル證書ヲインデンチユ

契約法

八十三

Common bond  
Special bond

Bond  
Simple bond  
Bond with Condition

Deed Poll

ア「下云ヒ條例ノ證書ヲ」ジードボールド「下呼ヒ互ニ區別シタリシカ今日ニ於テハ最早之ヲ區別スルノ要ナキニ至レリ」  
又捺印證書ヲ以テスル契約ノ最モ普通ナル者アリ英語ニテ之ヲ「ボンド」ト云フ「ボンド」ハ捺印證書ヲ以テスル金錢支拂ノ約束證書ニシテ之ニ二種アリ一「シンプルボンド」即チ單純ノ「ボンド」ト稱シ他「ボンド」ウイス、コンジション「即チ條件付ノ「ボンド」ト稱ス此條件付ノ「ボンド」ノ例ヲ舉レハ譬ヘハ甲カ乙ニ向ヒ金百圓ヲ支拂フヘキ旨ヲ約シ且ツ附スルニ若シ某期日前ニ金五十圓ヲ拂フ時ハ此百圓ヲ拂フヘキ約束ハ無効タルヘシト記載シタルカ如キ證書ニシテ若シ其期日前ニ右五十圓ヲ拂ヘハ百圓ヲ仕拂フヘキ義務ハ消滅シ之ヲ拂ハサルトキハ約金通り百圓ヲ支拂フヘキモノトス  
條件付ノ「ボンド」ヲ細別シテ「コンモンボンド」トスベシアル、ボンド」ノ二

3 Condition subsequent  
2 Condition precedent

ナスト「コンモンボン」即チ普通ノ「ボン」ハ金錢支拂ヲ以テ條件トナ  
ス「ボン」ニシテ「スペシアルボン」即チ特別ノ「ボン」ハ金錢支拂外ノ  
事ヲ以テ條件トナス「ボン」ヲ云フ譬ヘハ甲カ乙ニ向ヒ金百圓ヲ拂フ  
ヘキコトヲ約シ若シ某期日マテニ甲カ乙ノ爲メニ某仕事ヲ爲スカ又  
ハ某物品ヲ供給スルナラハ此約束ハ無効タルヘシト認メタルカ如キ  
證書ヲ云フ故ニ其普通ノ條件付ノ「ボン」ト特別ノ條件付ノ「ボン」ト  
ノ差異ハ條件ノ金錢支拂ニアルト否トニアリ  
然レトモ右二種ノ區別ヲ問ハス渾テ條件付ノ「ボン」ニアリテハ義務  
者ノ眞ニ義務ヲ負ヒ權利者ノ眞ニ之ヲ得ント豫期スル所ノモノハ本  
約ノ履行ニアラスシテ條件ノ履行ニアリ本文ノ約束ハ唯條件ノ事ヲ  
履行セサル時ノ制裁トシテ設クルモノニシテ若シ條件ノ事ヲ行ヘハ  
無効ニ歸ス故ニ「ボン」ノ條件ハ所謂解除ノ條件(解除ノ條件ハ停止ノ

條件ノ一種ニ過キス是ハ他日論スルコトアルヘシニシテ若シ條件ノ事ヲ行ヘハ本約ハ無條件トナリ文通面リ金錢ヲ支拂フヘキモノトス故ニ之ヲ習慣法裁判所ニ訴ヘテ其全額ヲ請求スルヲ得ヘシ去レト前既ニ述ヘタルカ如ク對手雙方ノ本旨ハ本約ノ履行ニアラスシテ條件ノ履行ニアルモノナレハ今此條件ヲ履行セサレハトテ實際ノ損害如何ニ拘ハラス人民ノ私ニ定メタル罰金ノ如キモノヲ拂ハシムルハ不當ナリト主張シテ衡平法裁判所ハ假令條件ノ事ヲ履行セサルモ義務者ニ於テハ文面通ノ金錢ヲ拂フ義務ナシト判決シ來レリ

之ヲ以テ條件付ノ「ボン」ノ場合ハ習慣法裁判所ト衡平法裁判所トニヨリ見ル所ヲ異ニセリ今之ヲ解明センカ爲メニ少シク問題外ニ巨ルノ嫌アレトモ其相類似シタル場合ヲ舉ケンニ土地ノ質入之ナリ土地質入ノ場合ニ於テ習慣法裁判所ハ負債主即チ質置主ハ質入證書ト共

ニ土地ヲ債主即チ質取主ニ與ヘタルモノトシ其所有權ハ全ク質取主ノ方ニ移リ唯質取主ニ於テハ負債主カ期日ニ至リ元利金ヲ揃ヘテ返却シタル時ニ其土地ヲ返還スヘキ條件ノ附着セル財産ヲ有スルノミ故ニ負債主若シ期日ニ至リ元利金ヲ返却セサル時ハ債主ノ所有權ハ無條件トナリ假令其後ニ於テ負債主ヨリ元利金ヲ揃ヘテ取戻サントスルモノヲ取戻スコト能ハサリシカ衡平法裁判所ニテハ質置取引ノ結果ハ決シテ土地ノ所有權ヲ質取主ニ移轉セシムルモノニアラス元來質入ハ金錢ノ貸借ヲ慥ムルニアレハ其土地ノ所有權ハ依然負債主ニ存シ假令期日ニ至リ金錢ヲ返却セサルモ尙ホ其所有者タリ故ニ期日後或ル期日内ニ元利金及ヒ延引シタルカ爲メ生シタル損害金ヲ併セテ之ヲ債主ニ差出セハ質地ヲ回復スルコトヲ得ヘシト判決セリ是ニ由テ之ヲ見レハ條件付ノ「ポンド」ノ場合ニテモ亦土地質入ノ場合

ニテモ習慣法裁判所ハ證書面ノ文字ニ拘泥シテ取引ヲ解釋シ衡平法  
 裁判所ニテハ言語ノ用法如何ニ拘ハラズ取引ヲ爲シタル者ノ本主意  
 ナ討ネテ其主旨ニ協フ様ニ解釋ヲ爲シタルコト明ナリ其後條件付ノ  
 「ボンド」ノ場合ニ於テハ或ル條例ニヨリ習慣法裁判所モ衡平法裁判所  
 ト同一ノ解釋ニ從フヘキコトト規定スルニ至レリ此「ボンド」ノ事ハ捺  
 印證書ヲ以テスル契約ノ一種ニシテ敢テ詳説スルノ要ナシト雖モ條  
 件付ノ一種異ナリタル證書ナレハ之ヲ畧説シタルナリ  
 英國ノ法律ニテ認ムル契約ヲ分ツテ記録契約捺印契約、常種契約ノ三  
 トナシ其中記録契約及ヒ捺印契約ノ事ハ以上既ニ説明シタルヲ以テ  
 是ヨリ常種契約ヲ説明スヘシ  
 常種契約ヲ成文契約、不文契約ノ二トナシ不文契約ヲ亦負債訴式ヲ以  
 テ出訴スヘキモノト約束訴式ヲ以テ出訴スヘキモノトノ二種ニ分テ

## 常種契約

Written contract

Simple contract.  
Parol contract.

凡ソ常種契約ハ英國法律ノ認ムル契約ニシテ記録契約ト捺印契約ト  
 ナ除クノ外渾テノ契約ヲ總稱スルモノニシテ其成立ニ必要ナルモノ  
 ハ合意ト約因トノ二ナリ苟モ此二者具備スルトキハ別ニ記録ニ登載  
 シ又ハ捺印ヲナサ、ルモ可ナリ而シテ常種契約ノ本体トスル所ハ成  
 文契約ニアラスシテ不文契約ナリバロールコントラクト不文契約ハ必シモ之ヲ書面ニ記載  
 セサルモノト云フニアラス事實書面ニ記載スルモ法律上書面ニ認ム  
 ルコトヲ必要トセサルモノハ亦不文契約ナリトスリッテン、コントラクト  
 成文契約ハ條例ヲ以テ書面ニ認ムルコトヲ必要ナリトシタルモノナ  
 レトモ其書面ニ認ムルコトヲ必要トシタル所以ハ法律上書面ニ認ム  
 ルコトヲ以テ契約ノ成立ニ必要トスルニアラスシテ啻口約ヨリモ確  
 實ナル證據ヲ後日ニ殘サントスルノ意ニ外ナラス故ニ結約ノ時書面

ニ認メサルモ何時ニテモ出訴前ニ書面ニ認ムレハ其契約ハ全ク有効  
ノモノトナリテ訴權ヲ生シ始メ結約ノ時ニ溯ツテ其効ヲ生スルモノ  
トス  
捺印契約ノ場合ニ押印ヲ必要トスルハ契約ノ成立ニ必要ナルモノナ  
レトモ成文契約ニ於テ書面ニ認ムルコトヲ必要トスルハ證據ノ爲メ  
タルニ過キス而シテ成文契約ノ重ナル者ハ詐欺條例第四節及ヒ第十  
七節内ノ契約ナリトス此範圍内ノ契約ハ不文契約ノ概畧ヲ論シタル  
後ニ之ヲ説明スヘシ  
不文契約ニ約束訴式ヲ以テ訴フヘキモノト負債訴式ヲ以テ訴フヘキ  
モノトノ二種アリ斯ハ訴訟手續ニヨリ區別シタルモノナリ元來法律  
ノ發達ハ手續ヨリ始マリ然ル後主法起リタルモノナレハ理論上ヨリ  
言フトキハ主法ヲ先ニシテ訴訟手續ノ如キ助法ヲ後ニスヘキコト順

2 Trespass.

12 Detinue

7 Actions of contracts

5 Actions of delicts

序ノ如クナレトモ實際ニテハ沿革上始ヨリ完全ノ主法アリタルコト  
 ナシ或ハ必要ノ法律規則アルニ際シテハ布告ヲ以テ時々之ヲ規定ス  
 ルコトアリト雖モ未タ曾テ古代ニ在リテ一時ニ法典ヲ發シタルコト  
 アルヲ聞カス唯古來訴訟ノ起ルニ從ヒテ之ヲ受理シ其判決先例ヲ爲  
 シ間接ニ主法ヲ規定シタルモノニシテ終ニハ既ニ認メタル名義アル  
 訴訟ニアラサレハ之ヲ受理セサルカ如キ有様ニ至レリ英國契約ノ發  
 達モ亦之ト同シク訴訟手續ヨリ始マリ而シテ後主法起リタルモノナ  
 ルカ故ニ常種契約中ノ不文契約ニ二個ノ訴式ヲ以テ訴フヘキ者アル  
 コトヲ理解スルニアラサレハ如何ニシテ法律力之ヲ認ムルニ至リシ  
 ヤヲ知ルヘカラス故ニ左ニ説明スヘシ  
 該二訴式ノ事ヲ言フニハ少シク論題外ニ亘レトモ訴式全体ノ事ヲ畧  
 說セサルヘカラス古代ハ渾テノ訴訟ヲ契約上ノ訴私犯上ノ訴ノ二ト

セリ私犯上ノ訴中茲ニ必要ナルモノハトレスパスト即チ侵害ノ訴訟及  
ヒレデチニユレ即チ抑留ノ訴訟ノ二種ナリトス而シテ侵害ノ訴訟トハ  
直接ノ所爲ヲ以テ人身又ハ財産ニ害ヲ加ヘタル場合ニ用ユル所ノ手  
續ナリ譬ヘハ殴打シテ人ニ負傷セシメタルカ如キ又ハ人ノ財産ヲ毀  
損シタルカ如キ己レノ行爲ヲ以テ直接ニ人ノ身体財産ニ害ヲ及シタ  
ルトキニシテ若シ人ヲ欺キ又ハ誹謗スルカ如キ所爲ヲ以テ間接ニ害  
ヲ人ニ及ホシタルトキハ被害者ヨリ損害要償ノ訴ヲ起サントスルモ  
裁判所ノ干涉ヲ仰クヘキ名義アル手續ナカリシヲ以テ終ニ被害者ハ  
救濟ヲ得ヘキ途ナカリシカエドワルト一世ノ時條例ウエストミニス  
ター、ゼ、セコンドノ條例ト云フヲ以テ從來存スル訴訟ノ名義ニ入ラサ  
ルモノニテモ裁判所ハ令狀ヲ發シテ裁判セサルヘカラサルコトトナ  
セリ之ヨリシテ侵害ノ訴訟ニ第三ノ種類ヲ生スルニ至リ之ヲトレス

Action of debt  
Action of covenant  
Promise

パパス、オン、ゼー、ケース又ハ單ニ「ケース」ノ訴訟ト云フ此訴訟ハ即チ前  
述ノ如キ誹謗詐欺等ノ侵害ノ訴式ヲ以テ訴フルコト能ハサル場合ニ  
適用スヘキモノナリ

抑留即チ「デチニユー」ノ訴訟ハ人ニ物品ヲ借り返却期限ニ返還セサル  
カ如キ他人ノ所有物ヲ謂レナク所持シテ之ヲ所有主ニ渡サ、ルトキ  
ニ取戻ス訴ヲ云フ此抑留ノ訴訟ハ英國ノ教科書中ニハ契約上ノ訴ナ  
リト記シタルモノモ間々之アレトモ其性質ハ契約上ノ訴ニアラス人  
ノ所有物ヲ借り期限ニ至ルモ返還セスシテ猶ホ所有スルカ如キハ所  
有主ニ對スル義務ヲ盡サ、ルモノニシテ約束ノ有無ニ拘ハラサルモ  
ノトセルナリ而シテ其之ヲ契約上ノ訴ナリト云フハ全ク法律ノ契約  
ヲ認ムル様ニナリタル後世ノ思想ヲ以テ其思想ノ未タ發生セサリシ  
前ノ事ヲ推測シタル誤説ナリト云フヘシ

さ Action of debt.

き Action of covenant

ゆ Promise

古代契約上ノ訴ハ負債ノ訴訟ト「コベナント」ノ訴訟トノ二種ノミナリ  
シ「コベナント」トハ捺印證書ヲ以テシタル約束ト云フ意ニシテ其方法  
コソ異ナレ今日ニテハ「コベナント」モ約束即チプロミスト毫モ異ナル  
コトナシ  
「コベナント」ノ訴訟ハ捺印證書ヲ以テシタル契約ヲ履行セサルトキニ  
被告者ヨリ損害要償ノ訴ヲ起スニ用ユル訴式ニシテ「デット」即チ負債  
ノ訴式ハ被告カ原告ニ拂フヘキ確定ノ金額アリタル場合ニ原告ヨリ  
其支拂ヲ請求スルニ用ユル訴式ナリ而シテ捺印證書ヲ以テシタル契  
約ノ結果若シ確定ノ金額ヲ拂フニアル時ハ負債訴式ニヨルモノトス  
之レ蓋捺印證書ヲ以テシタル約束ノ結果ハ直ニ負債ヲ生セシムルヲ  
以テナリ其他負債訴式ヲ以テ訴フヘキ場合ハ借金ヲ返還セサル時又  
ハ買物ノ代價拂ハサル時若クハ賃仕事ノ賃錢ヲ拂ハサル時等ニシテ

原 告	性 質	起 訴	手 續	制 裁	目 的	起 訴 手 續 名
公 犯 邦國若クハ其代理人	主權者ノ認メテ以テ公益公安ヲ害スルノ傾アリトナス 犯行	直接ニ害ヲ受ケタルモノ、訴ヲ待タズ	治罪法ニ據ル	刑罰	豫犯罪ノ防	公訴
私 犯 害ヲ受ケタル本人若クハ其代理人	主權者ノ認メテ以テ公益公安ヲ害スルノ傾キ少ナク個人ヲ害スルコト大ナリトナス 犯行	直接ニ害ヲ受ケタル者ノ、訴ヲ待ツ	禁令ニ據ル 賠償 義務履行	賠償	直接ニ害ヲ受ケタル者ノ損ヲ償フ	私訴

〔此圖ニ示ス所ノ私犯ノ欄内ニハ素ヨリ契約上ノ非行モ契約外ノ非行モ兩ナカラ是レヲ含蓄スルナリ抑モ英國ニテ契約上ノ非行ト契約外ノ非行トニ區別スルハ何故ナルヤト云ハハ契約ハ即チ彼我ノ約束ニ成ルモノナレハ契約上ニ生シタル非行ノ責任ニ至テモ自カラ雙方ノ約束ニ依ルモノナレトモ契約外ノ非行ニ至テハ之レカ責任ヲ豫約スルコト、テハ更ニナク又之レアルヘキ道理モナケレハ其約束ニ成ルモノト約束ニ成ラサルモノトヲ斯クハ區別シタルコトナラン併シ其本ハ蓋シ羅馬法ニ出タルモノト思ハルサテ私犯ノ

内ニテ契約上ノ非行ト契約外ノ非行ト其結果ニ於テ如何ナル相違アルカト云フニ左ノ數項カ其重ナル相違ノ點ナリトス尤モ此相違ノ點ハ契約法ト私犯法トヲ學ヒ了リタル後ニ比較セハ能ク了解スヘキヲ以テ茲ニハ詳論セス

一、私犯中契約外ノ非行ヲ數人共犯シタルトキハ契約ノ場合ト異ナリ各自ニ其責任ヲ帶フヘキモノニシテ互ニ之レカ割合ヲ取ルノ權利ナシ

二、私犯中契約外ノ非行アリタル場合ニ於テ對手ノ一方死去セハ訴訟權消滅ス然レトモ契約ノ場合ハ然ラス

三、契約上ニ於テハ不能力者トシテ其責任ヲ帶ヒサルモノモ契約外ノ非行ニ於テハ其責任ヲ帶フルモノトス

第三節 准私犯

余ハ第一節ニ於テ「ト」ト「即チ私犯ト」ハ主權者カ認メテ以テ公安ヲ害  
スルコト少ナク一私人ヲ害スルコト多シトナス契約外ノ非行ナリト  
陳述シ第二節ノ終ニ於テ契約上ノ非行ト私犯トノ異ナル所ノ二三ノ  
要點ヲ述ヘ置キタレハ私犯ハ契約ニ基キテ生スルモノニアラサルコ  
トハ諸君ノ既ニ了解セラレタル所ナルヘシ然ルニ茲ニ見當ノ付ケ方  
ニ依テハ契約上ヨリ生スル非行ノ性質トモナリ又私犯ノ性質トモナ  
ル場合アリ名ケテ準私犯ト云フ此場合ニ於テハ契約ノ破毀ヲ原因ト  
シテ訴ヘテ起スモ又ハ私犯ヲ原因トシテ訴ヘテ起スモ出訴者ノ望ニ  
任スルコト、セリ例ヘハ醫師或ハ調藥者其不注意或ハ不熟練ヨリシ  
テ病者ニ不當ノ藥劑ヲ投シ病者之レカ爲メニ害ヲ受ケタリトセンカ  
該病者ハ其醫師或ハ調藥者ニ對シ私犯ノ訴ヘテ起スコトヲ得ヘシ何  
トナレハ該醫師或ハ調藥者ハ其不注意又ハ不熟練ヨリシテ病者ノ身

体權ヲ犯シタレハナリ又該病者ハ其醫師或ハ調藥者ニ對シテ破約ノ  
 訴ヘテ起スモ可ナリ何トナレハ法律上醫師トカ或ハ調藥者トカ云ヘ  
 ル藝術ヲ以テ其職トナスモノハ病者ニ對シ相當ノ熟練ト注意ヲ用ユ  
 ルノ默約アルモノナレハナリ故ニ此ノ如キ場合ハ之レヲ準私犯ト稱  
 シ被害者ハ爲害者ニ對シテ私犯ノ訴ヘテナスモ又破約ノ訴ヘテナス  
 モ素ヨリ其自由ナリ又例ヘハ土地ニ終身又ハ有期使用權ヲ有スル者  
 其土地ヲ荒蕪ナラシメタリトセンカ一方ヨリ云ヘハ期限到來シタル  
 時ハ其土地ヲ元ノ儘ニテ返戻スヘキ默約ヲ破リタルナリ他方ヨリ云  
 ヘハ所有主ノ權利ヲ犯シタルナリ故ニ該土地ノ貸主ハ借主ニ對シテ  
 契約破毀又ハ私犯ノ訴ヘテ起スコトヲ得ヘキカ如シ  
 サテ斯ク契約ヨリ生シタル私犯ニ於テハ其契約ニ關係ヲ有スル者ノ  
 外ハ私訴ヲナスノ權ナキハ通常破約ノ場合ト異ナルコトナキモノト

ス例へハ鐵道會社甲アリ乙ノ雇人丙ヲ其瀛車ニ乗車セシメタル途中鐵道會社甲ノ不注意ヨリ丙ニ負傷セシメタルカ爲メニ丙ハ即チ雇主ナル乙ノ用向ヲ欠クニ至リタリトセンカ雇主ナル乙ハタトヒ損害ヲ受タルニセヨ鐵道會社ニ對シテ私訴ノ權ナカルヘシ是レ乗車ノ契約ハ丙ト鐵道會社トノ間ニ存スルモノナレハ乙ニ於テ聊カ關係ナキヲ以テナリ之レニ反シテ鐵道會社甲ハ丙ト乗車ノ契約ヲナシタル上ハ即チ相當ノ注意ヲ用ユヘキコトヲ默約シタルナリ然ルニ該會社ハ相當ノ注意ヲ用ヒスシテ爲メニ丙ニ負傷セシメタルニ依リ一方ヨリ云へハ該會社ハ其默約ヲ破リタルナリ又他方ヨリ該會社ハ不注意ニ依リ丙ノ身體權ヲ犯シタルナリ故ニ丙ハ該會社ニ對シテ私犯ノ訴ヲナスモ又破約ノ訴ヲナスモ其自由ナレトモ乙ニハ私訴ヲナスノ權ナキモノトス又例へハ蒸氣罐製造者ハ該瀛罐ノ疎惡ナルカ又ハ其製造

ニ注意及ヒ熟練ヲ欠キタルカ爲メニ其瀛鐘ノ買主ニ對シテハ責任ヲ負フコトアリト雖モ一度之レヲ引渡シ買主使用中該瀛鐘破裂シテ第三者ニ負傷セシメ而シテ其破裂ノ原因ハ製造ノ疎惡ナリシカ爲メナルモ該負傷者ハ製造者ニ對シテ私訴ノ權ナカルヘシ是レ亦前述ノ理由ト同様ニテ該瀛鐘ハ安全ナリトノコトハ賣主ナル製造者ト買主トノ黙約ニ止マリテ負傷者ノ關係スルモノニアラサルナリ然レトモ甲者アリ第三者ノ信用センコトヲ目的トナシ乙者ニ詐僞ノ請合ヲナシテ第三者其請合ヲ信用シテ損害ヲ受ケタル場合ノ如キニ於テハ第三者ハ契約ニ關係ヲ有スル者ニアラサレトモ甲者ニ對シテ私訴ヲナスコトヲ得ヘシ即チ甲者ハ破約ノ外ニ第三者ニ對シ別ニ私犯ヲ行ヒタルモノト謂ハサルヘカラス例ヘハ甲者アリ乙者ヨリ一ノ獵銃ヲ買ヒ受クルニ際シ該銃ハ自己及ヒ其子ノ使用ニ供スル旨ヲ乙

者ニ告ケタリ乙者ハ其旨ヲ承知シ該銃ハ良品ニシテ決シテ危険ノ品  
ニアラサルコトヲ請合ヒタルヲ以テ甲者ハ之レヲ求メ其子ヲシテ使  
用セシメタルニ乙者ノ請合ヒハ全ク詐リニシテ爲メニ甲者ノ子ハ負  
傷シタル時ノ如キ是レナリ此場合ニ於テハ乙者ハ甲者ニ對シテハ契  
約ヲ破リタルモノニシテ甲者ノ子ニ對シテハ私犯ヲ行ヒタルモノト  
ス何トナレハ乙者ハ甲者ニ對シテ其銃ノ安全ナルコトヲ請合ヒナカ  
ラ實際危険ノモノヲ賣リ而シテ甲者ノ子ヲシテ負傷スルニ至ラシメ  
タルハ卽チ其請合ノ契約ヲ破リタルナリ又甲者ノ子ハ更ニ甲乙間ノ  
契約ニ關係ナシト雖モ乙者ノ請合ヲ信シテ其銃ヲ使用シ爲メニ負傷  
シタルモノナレハ乙者ハ甲者ノ子ノ身體權ヲ犯シタルモノニシテ卽  
チ私犯ヲ行ヒタルナリ故ニ甲者ハ乙者ニ對シテ破約ノ訴ヘテ起スヲ  
得ヘク甲者ノ子ハ乙者ニ對シテ私犯ノ訴ヘテ起スヲ得ヘシ

又甲者アリ醫師某ト契約シテ其子ノ治療ヲ受ケタリ此場合ニ於テ其子ハ甲者ト醫師間ノ契約ニ關係ナキモ醫師ノ不注意ヨリシテ害ヲ蒙リタルトキハ醫師某ハ甲者ニ對シテハ契約ヲ破リ甲者ノ子ニ對シテハ私犯ヲ行ヒタルモノト謂ハサルヘカラス故ニ甲者ハ醫師ニ對シ破約ノ訴ヘチナシ甲者ノ子ハ又私犯ノ訴ヲナスヲ得ヘシ尙又一例ヲ示サンニ主人甲アリ其僕乙ノ爲メニ馬車會社ト契約シ其僕乙ヲ乗車セシメタル途中會社ノ不注意ヨリシテ乙者負傷セリ此場合ニ於テ會社ハ乙者ニ對シテ私犯ノ責ヲ負フヘク又甲者ニ對シテハ破約ノ責ヲ負フヘシ何トナレハ契約ハ會社ト主人甲者トノ間ニ成立シタルモノナルモ乙者既ニ馬車ニ乘リタル上ハ會社ハ相當ノ注意ヲ以テ馬車ヲ馳スルノ義務ハ乙者ニ對シテ負フ所ナルニ其之レヲ行ハサリシハ乙者ニ對シテ私犯ヲ行ヒタルモノナレハナリ

右等ノ諸例ハ余カ考ヘニテハ準私犯ト云フヘカヲサルモノ、如シ何  
トナレハ準私犯ハ前ニモ述ヘタルカ如ク見當ノ付方ニ依テ破約ノ性  
質トモナリ又私犯ノ性質トモナル場合ニシテ破約ヲ原因トシテ訴ヘ  
テ起スモ又私犯ヲ原因トシテ訴ヘテ起スモ出訴者ノ望ニ任スルモノ  
ナルニ已上述ヘタル二三ノ例ノ如キ場合ニ於テハ契約ノ對手方ヨリ  
訴ヘテ起セハ破約ノ訴トナリ第三者即チ被害者ヨリ訴ヘテ起セハ私  
犯ノ訴ヘトナルモノナレハ原告ノ資格ニ依テ訴訟ノ性質モ異ナルモ  
ノニシテ同一ノ人ニ對シテ行ヒタル同一ノ事カ見當ノ付方ニ依テ破  
約トモナリ私犯トモナル場合トハ大ニ異ナレハナリ然ルニ右等ノ例  
カ多クノ書籍ニハ皆ナ準私犯中ニ論シアルハ余ノ解スル能ハサル所  
ナリトス素ヨリ右等ノ例ハ皆ナ契約ニ關係アルニハ相違ナシト雖モ  
同一ノ人ニ對シテ行ヒタル同一ノ事件カ破約トモナリ又私犯トモナ

ルニアラスシテ破約ノ對手ト私犯ノ對手ハ全ク異ナリ居ルヲ以テ契  
 約ノ對手ニ對シテハ破約ナルモ第三者ニ對シテハ純然タル私犯ニシ  
 テ第三者ヨリ破約ノ訴ヲ起サントスルモ決シテナスヘカラサル所ナ  
 ルヘシ是レ即チ第三者ハ契約ノ對手ニアラサレハナリ故ニ第三者カ  
 爲害者ニ對シテ出訴スヘキ原因ハ準私犯ニアラスシテ純然タル私犯  
 ナ原因トナスヘキモノト信ス  
 已上陳述シタル所ニ據テ準私犯ノ何モノタルコトハ諸君モ畧々了解  
 セラレタルコト、信ス然リ而シテ茲ニ又異種類ノ契約ヨリ私犯ノ生  
 スルコトアリ例ヘハ甲者乙者ノ爲メニ報酬ナクシテ或ル物品ヲ運送  
 シ甲者ノ不注意ヨリ其物品ヲ破損シタリトセンカ甲者ハ乙者ニ對シ  
 テ其損害ヲ償ハサルヘカラサルカ如キ場合是レナリ其譯ハ元來甲者  
 ハ乙者ノ爲メニ無報酬ニテ運送ヲナサントスルモノナレハ乙者ハ甲

者ニ對シテ其契約ノ履行ヲ請求スル能ハスト雖モ甲者ニ於テ一旦其事ニ着手シタル已上ハ相當ノ注意ヲ用ユヘシトノ默約アルモノト法律ニ於テハ認ムルカ故ニ通常契約ノ場合ト同シク論シ乙者ハ甲者ニ對シテ破約又ハ私犯ノ訴ヘテ起スヲ得ルナリ畢竟準私犯ハ破約ノ性質モアレハ又私犯ノ性質モアルモノニシテ通常破約ノ場合トハ異ナリテ被害者カ其對手ノ破約ニ依テ其對世權ヲ犯サレタル場合ニ準私犯アルコト、知ルヘシサレハ純然タル私犯ト準私犯トハ別ニ異ナル所ハナシト雖モ一ハ契約ニ基カス一ハ契約ニ基キテ生シタルモノト解スレハ可ナラン

## 第二章 私犯ノ制裁

已上陳述シタル所ニ據テ私犯ノ性質ハ畧々説明シタリト信スルカ故ニ是レヨリ私犯ノ制裁ニ付キ聊カ論究スヘシ抑モ制裁ト云ヘルコト

ハ諸君モ已ニ既ニ了知セラレ、通り之レヲ廣ク云ヘハ規則ニ違ヒタル者ノ受クル惡報ニシテ道德ノ規則ニ背キタル者ノ蒙ルヘキ惡報ヲハ道德ノ制裁ト云ヒ社會ノ慣習或ハ社會ノ輿論ニ背キタルカ爲メニ社會ニ擯斥サル、等ノ惡報ヲハ社會ノ制裁ト云ヒ何レモ皆ナ反則者ノ蒙ムルヘキ惡報ニハ相違ナキモ法律上ニ制裁ト云ヘハ主權者カ法律ヲ以テ犯則者ニ蒙ラシムル惡報ヲ云フコトニテ道德ノ制裁トカ社會ノ制裁トカ云ヘルト同シク犯則者ノ蒙ルヘキ惡報ニハ相違ナキモ其之レヲ蒙ラシムル者ハ主權者ナリトス元來人ト申ス者ハベンザム氏カ云ヘルカ如ク苦樂ノ奴隸ニテ樂ヲ好ミ苦ヲ嫌フハ人性ノ常ナリ故ニ苟モ國民ヲシテ法律ヲ遵奉セシメントスル時ハ必ス苦樂ノ二者ニ依リテ之レヲ強行セシメサルヲ得ス然レトモ此二者ノ中快樂ヲ以テ國民ヲ誘導シ法律ヲ遵奉セシメント欲スルモ到底行ハルヘキコトニ

文書ノ口  
供ヲ取  
ル  
方法

場合ニ於テハ斯ノ如クシテ取りタル口供ヲ審判ノ際ニ朗讀スルヲ得ルモノトス(領事廳規則第七十條乃至第七十二條ヲ參觀スヘシ)上來陳述セシ所ノモノハ日本帝國ニ於ケル合衆國領事廳ノ證據法ナリト雖モ日本帝國以外ノ他國ニ於テ民事訴訟ノ場合ニハ召喚狀ノ送達又ハ被告ノ出庭後及ヒ或ル特別ノ訴訟手續ニ於テ事實ノ論點確定シタル後ハ何時ニテモ文書ノ口供ヲ取り得ルモノトス蓋シ口供ヲ取ルニハ委任狀ヲ用ユルモノニシテ此ノ委任狀ハ原告又ハ被告カ其趣意ヲ對手ニ報告シ五日ヲ經タル後ヲ請求者ノ意ニ應シ其訴訟ヲ審理スル裁判所ヨリ之ヲ發スルナリ蓋シ右ノ委任狀ヲ送達スヘキ人物ハ原被兩造協議ノ上之ヲ指定スヘシト雖モ若シ互ニ異議ヲ唱ヘテ一致セサルトキハ裁判所ニ於テ撰定シタル官吏ハ宛テ之ヲ送達スルモノトス且ツ右ノ委任狀ニハ證人ニ對シテ訊問スヘキ疑點ヲ記載シ其疑

問ノ式ハ原被兩造協議ノ上之ヲ定メ若シ互ニ異議ヲ唱ヘテ一致セサルトキハ裁判所ニ於テ之ヲ定ムルナリ又此ノ委任狀ハ其送達ヲ受ケタル人ニ證人ヲシテ宣誓ノ式ヲ行ハシメ文書ノ口供ヲ取リテ之ヲ檢定シ以テ裁判所又ハ其他指定サレタル人ニ送致スルノ權力ヲ與エルモノナリ又曾テ送達シタル委任狀ヲ返還セサルノ故ヲ以テ審判ノ手續ヲ猶豫スルヲ得ス但シ證人ノ證言ヲ必要トシ其之ヲ得ル爲メ相當ノ力ヲ盡シタル確證アルトキハ此ノ限ニアラス(領事廳規則第七十三條乃至第七十五條ヲ參觀スヘシ)

訴訟審判ノ手續中時宜ニ依リ右ニ記載シタル證據物トハ異ナル文書及ヒ印刷書類ヲ證據トシテ提供スルコトアリ而シテ是等證據物ノ取捨及ヒ其効驗ニ關スル重ナル規則ハ今左ニ之ヲ陳述スヘシ

裁判所ハ原告又ハ被告ニ命シテ其所有又ハ管理ニ屬スル書籍證書及

ヒ其他現訴訟ニ關スル證據物ヲ含有スル所ノ書類ヲ提出セシムル事アリ而シテ原告又ハ被告若シ右ノ命令ニ違背スルトキハ其違背者ハ書籍證書及ヒ其他ノ書類ヲ證據物トシテ提供スルヲ得サルモノトス若シ又被告ノ所有或ハ管理ニ屬スル書類ヲ提供セシコトヲ原告ヨリ請求シタル場合ニ於テ被告若シ之ヲ拒絕シタルトキハ右書類ハ原告ノ爲メ利益アルモノニシテ被告ノ爲メニハ不利ナルモノト推測シ統テ裁判所ノ命令ニ違背スル者ハ法庭侮辱ノ罪ヲ以テ罰スルモノトシ且ツ此規則ハ證人並ニ訴訟對手人共ニ之ヲ適用スルナリ

口頭ノ陳述ヲ以テ文書ノ證據ヲ説明シ得ルト雖モ之ヲ以テ證書ノ言語ヲ變換若クハ反對セシムルヲ得サルハ余輩既ニ之ヲ講述セシカ合衆國ノ公使館ニ於テ制定セシ證據法ハ此ノ規則ニ密着ノ關係ヲ有スルモノナレハ今左ニ之ヲ陳述スヘシ領事廳規則第百七十九條ヲ參觀

文書ニ記  
載スル事  
柄ヲ證明  
スル方法

スヘシ)

左ニ掲クル場合ヲ除クノ外ハ文書ノ表面ニ記載スル事ヲ證明スルニハ必ス文書其物ヲ用キ決シテ他物ヲ以テ之ヲ證明スルヲ得サルモノトス

第一 原書ノ紛失若クハ破却シタルトキ但シ此ノ場合ニ於テハ豫メ其原書ノ紛失若クハ破却シタルコトヲ證明セサルヘカラス

第二 原書反對者ノ手ニ存在スル場合ニシテ相當ノ通知ヲ得タル後チ反對者ニ於テ之ヲ提供セサル時

第三 原書カ合衆國官吏ノ保管ニ屬スル公文書ナル時

第四 合衆國ノ法律ニテ檢定謄本ヲ以テ證據トナスコトヲ許シタル場合

一タヒ證書ヲ調製シタル後チ爭論ニ必要ノ點ナル文書ヲ變更シ若ク

ハ變更シタルモノト認定セラレ、證書ヲ眞正ナルモノトシテ提供シ  
其變更ノ理由ヲ附記セサルトキハ法律上之ヲ變換シタルモノト認定  
ス故ニ斯ノ如キ證書ヲ提供シタル人ハ自己ノ承諾ヲ待タス他人之ヲ  
變更シ又ハ反對者ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ變更シ若クハ毫モ惡意ナク  
虚心平氣ニ之ヲ變更シタルコトヲ證明スルニ非サレハ右ノ證書ヲ證  
據物トシテ提供スルヲ得サルナリ  
大日本帝國駐劄ノ合衆國公使館又ハ領事廳ノ文書及ヒ裁判書類ハ原  
書又ハ領事廳ノ印章ヲ押捺シタル檢定謄本ヲ以テ之ヲ證明スルヲ得  
ルモノトス  
合衆國裁判所ノ記錄及ヒ裁判書類ハ謄本ヲ以テ證明スルヲ得ルト雖  
モ其謄本ニハ裁判所ノ印章ヲ押捺シテ書記之ニ檢印シ且ツ其裁判所  
ノ所長及ヒ判官カ書記檢印ノ正當ナルコトヲ認メタル印證アルヲ要

契約及ヒ  
所有權ニ  
關スルコ  
トヲ證明  
スル方法

スルナリ  
右ノ規則ハ合衆國外ノ諸國ニ在ル裁判所ノ記録及ヒ裁判書類ヲ證明  
スルニモ之ヲ適用シ得ルモノニシテ唯其異ナル所ハ此ノ場合ニ於テ  
ハ謄本ニ他國駐劄ノ合衆國公使又ハ領事ノ檢印ヲ要スルナリ  
所有權又ハ契約ニ關スル事ヲ證明スルニ必ス文書ヲ以テセサルヘカ  
ラサル場合アリ今左ニ之ヲ列舉セント欲ス  
一 土地及ヒ土地ノ利益ヲ他人ニ讓與スル場合但シ航海者航海中ニ  
軍人軍役中ニ遺囑證書ヲ用キスシテ讓與ヲ爲シタルトキハ此限  
ニアラス  
二 滿三年以上土地又ハ土地ノ利益ヲ他人ニ讓與スル場合  
三 遺囑管理人又ハ無遺囑管理人カ自己ノ財産ヲ以テ死者ノ負擔ス  
ヘキ損害賠償スルノ契約

- 四 甲者カ乙者ノ負債又ハ乙者ノ過誤失錯ヨリ生シタル損害ヲ償却スルノ契約
  - 五 婚姻ノ報償トシテ爲シタル約束例ヘハ婚姻ヲナストキハ土地又ハ其他ノ財産ヲ與ユヘシト約束シタル等ノ如シ
  - 六 結婚ノ當時ヨリ一年以内ニハ之ヲ履行セサルノ約束
  - 七 價值十五磅以上ノ物品ヲ賣買スルノ契約但シ結婚ノ當時買者ニ於テ物品ノ一部ヲ領收シ若クハ代價ノ一部ヲ拂ヒ其他契約完結スルノ手續ヲ終ヘタル時ハ此限ニアラス(詐偽條例第三章ヲ參觀スヘシ)
  - 八 商工見習奉公ノ契約
  - 九 船舶賣買ノ契約
- 右第八及ヒ第九ノ場合ハ「グリーンリーフ」證據法第一卷第二百六十

英國詐證  
條例

一節及ヒ第二百七十四節ヲ參觀スヘシ  
英國ノ詐僞條例ヲ合衆國ノ領事廳ニ於テモ之ヲ適用シ得ルヤ否ヤニ  
就テハ一千八百八十一年十一月尾崎芳之助ヨリマリアンスニ對スル  
訴訟ノ時ヨリ種々ノ議論アリシト雖モ今尙ホ確然一定ノ場合ニ至ラ  
ス一方ニ於テハ合衆國ノ領事廳ニ於テ適用シ得ヘキ法律申ニハ英國  
ノ布告律ヲ包括セサルコトヲ主張シ他ノ一方ニ在テハ米國ノ殖民カ  
大英國ノ抑制ヲ脱却シテ合衆獨立國ヲ建設スルニ當リ從來遵奉セシ  
英國ノ慣習法及ヒ布告律ニシテ苟モ新設ノ制度ニ不適當ナラサルモ  
ノハ悉ク之ヲ採用シ合衆國ノ立法官モ亦曾テ右等ノ法律ヲ修正廢棄  
スルコトヲ明言シタルコトヲ獨立後ニ於テモ實際効力ヲ有セシモ  
ノナレハ獨リ領事廳ニ於テノミ之ヲ適用シ能ハサルノ理ナキヲ論辯  
セラレタリ蓋シ此議論ハ前ニモ陳述シタル如ク未タ確定シタルニア

出訴期限

ラサルヲ以テ余カ今茲ニ詐偽條例ヲ引用シタルハ決シテ不當ナラサルヲ信スルナリ且ツ余ハ同時ニブラツクストーン氏カ與ヘタル民事出訴期限ニ關スル法律ニ就テ一言センニ出訴ノ期限ハ種々ニシテ一定セサルヲ以テ左ニ之ヲ列舉スヘシ

- 一 地所明渡シ請求ノ出訴期限ハ滿二十年
- 二 侵害、留置品取戻、差押品取戻、遺失物取戻、正算勘定、無印契約ノ負債、延滞地代家賃請求ノ出訴期限ハ滿六年
- 三 威迫、歐打及ヒ監禁等ニ關スル損害要償ノ出訴期限ハ滿四年
- 四 讒謗ニ關スル出訴期限ハ滿二年
- 五 上告ノ出訴期限ハ滿二十年
- 六 證書負債ノ出訴限ハ滿二十年

訴訟ノ原因合衆國又ハ其他ノ外國ニ於テ起ルモ其國ノ法律ヲ以テ定

Attachment.

財産差押  
手續

メタル出訴期限ヲ經過シタルノ故ヲ以テ該國ニ於テ訴訟ヲ提起スル能ハサル場合ニハ日本國ニ於テモ亦右訴訟ヲ提起スルヲ得サルモノトス(領事廳規則第二百二十七條ヲ參觀スヘシ)

訴訟ノ性質ニ據リ對手ノ一方ニ於テ其財産ヲ隱匿若クハ賣却スルノ恐レアルトキハ他ノ一方ヨリ之カ差押ヲ請求シ得ルモノトス今其手續ヲ畧述スヘシ

一 財産差押手續

民事訴訟ノ起頭若クハ審理中ニ原告ハ其裁判所ニ對シ財産差押ノ令狀ヲ請願シ得ルモノニシテ若シ然ルトキハ裁判所ハ「マーシヤル」官ヲシテ直ニ被告ノ所有ニ屬スル財産ノ全部又ハ原告ノ請求ニ應スルニ足ル丈ケノ財産ヲ差押ヘシムルナリ然レトモ若シ被告ニ於テ二名以上ノ保證人ヲ立テ原告ノ請求及ヒ訴訟費用ヲ償却スルニ充分ナル金

出訴期間

財産差押

ヲ命スル

場合

財産差押

狀ヲ請求

スル手續

額ノ證書ヲ出ストキハ差押ヲ解クコトアリ蓋シ財産差押ハ常ニ之ヲ

許スモノニアラス差押ノ令狀ヲ發スルハ左ノ場合ニ限ルモノトス

第一 負債ヲ償却セシムヘキ動産又ハ不動産ノ抵當ナキ時若シ之レ

アルモ被告ノ所爲ヲ以テ之ヲ消滅セシメタル時

第二 日本帝國ニ在留セサル人ト締結シタル契約ニ關シ其人ニ對シ

テ訴訟ヲ提起スル時

裁判所ハ財産差押ノ令狀ヲ發スル前ニ先ツ原告ヲシテ左ノ件々ヲ證

明スルノ宣誓書ヲ出サシムルナリ

第一 被告某ハ原告ニ對シテ若干額ノ負債ヲ有シ原告ヨリ被告ニ對

シテ支拂フヘキ若干額ト差引ヲ爲シ猶ホ若干圓ノ餘債アリテ被告

ハ之カ辦償ヲ確實ナラシムルニ足ル抵當品ヲ有セサル事

第二 被告某ハ原告ニ對シテ若干金額ノ負債ヲ有シ原告ヨリ被告ニ

差押ノ手  
續

償却スヘキ金圓ト差引ヲ爲スモ猶ホ殘額若干圓アリ且ツ被告ハ日  
本帝國ニ在留スル者ニ非サル事

原告ハ右ノ宣誓書ヲ提供スルト同時ニ二名以上ノ保證人ヲ立テ其請  
求金額ノ全額以下半額以上相當スル金額ノ證券ヲ提供セサルヘカ  
ラス而シテ被告若シ勝訴トナルトキハ裁判所ハ訴訟費用及ヒ其他財  
産差押ヨリ生スル所ノ損害ハ原告ヲシテ悉皆之ヲ償却セシムルト雖  
モ其辦償ノ高ハ保證狀ニ明示シタル額ヲ超過スルヲ得サルモノトス  
財産差押ノ令狀ヲ受領シタル「マーシヤル」官ハ若シ其差押ユヘキ財産  
不動産ナルトキハ令狀ノ寫ヲ其不動産所持者ニ送達シテ差押ノ手續  
ヲ爲シ若シ其不動産ヲ所持スル者ナキトキハ令狀ノ謄本一通ヲ公衆  
ノ眼ニ觸レ易キ場所ニ揭示シ他ノ一通ヲ其不動産所在地ノ領事廳ニ  
捧呈シテ以テ差押ノ手續ヲ爲シタルモノトス

又兩手ヲ以テ授受シ得ル動産ハ其現品ヲ「マーシヤル」官ノ手ニ領置シ  
テ以テ差押ノ手續ヲ爲スナリ  
銀行會社等ノ資本株券又ハ其利益ヲ差押ユルニハ令狀ノ寫ヲ銀行又  
ハ會社ノ頭取支配人會計掛又ハ其他ノ役員ニ送達シ且ツ某訴訟事件  
ニ就キ被告某ノ株券或ハ其利益ヲ差押ユル旨ヲ報告シテ以テ差押ノ  
手續ヲ完了シタルモノトス  
負債貸金其他兩手ヲ以テ授受シ能ハサル動産ヲ差押ユルニハ令狀ノ  
寫ヲ債主負債主又ハ其他ノ動産所有主若クハ此輩ノ代理者ニ送達シ  
且ツ前條ノ場合ニ於ケルカ如キ報告ヲ爲シテ以テ差押ノ手續ヲ終結  
スルナリ而シテ右令狀ノ送達ヲ受ケタル者ハ差押ヘラレタル物件ヲ  
「マーシヤル」官交付スルニ非ラサル以上ハ差押解除又ハ原告ノ請求ヲ  
満足セシムルニ至ルマテハ右差押ヘラレタル物件ニ對シ決シテ其責

ヲ免ル、能ハサルナリ

此差押方法ハ所謂委託手續ト稱スルモノニシテ勿論被告ノ負債主又ハ信任受托者ニ限り之ヲ適用シ且ツ其負債主又ハ信任受托者ハ必ラス合衆國ノ國民ナル場合ニ限ルモノトス

「マーシヤル」官ヲシテ差押ユヘキ財産ニ關シ充分ノ搜索ヲ遂ケシムル爲メ合衆國ノ國民ニシテ裁判所ノ管轄地内ニ住居スル被告及ヒ其負債主又ハ受托者ヲ法庭ニ召喚シ宣誓ノ式ヲ行ハシメテ以テ右差押財産ニ關スルコトヲ證明セシムルヲ得

「マーシヤル」官ハ差押ノ手續ヲ完結シタル被告ト共ニ其差押ヘタル財産ノ目錄ヲ裁判所ニ送達セサル可カラス而シテ其差押ヘタル財産中ニ若シ消滅シ易キ性質ノ物品アルトキハ「マーシヤル」官ハ之ヲ公賣ニ附シテ以テ其代價ヲ領置シ得ルモノトス

差押ヘタル動産ニ就テ第三者ヨリ故障アル場合

差押ヘタル動産ニ對シ第三者ヨリ自己ノ所有物ナリトテ之ヲ請求スルトキハ「マーシヤル」官ハ直ニ請求人ノ氏名請求ノ價額及ヒ性質ヲ原告又ハ其代理者ニ報告シ原告ハ此ノ報告ヲ得タル後チ二日以内ニ若シ二名以上ノ保證人ヲ立テ第三者ノ請求額ニ二倍ノ證券ヲ「マーシヤル」官ニ提供シ右差押ニ關スル一切ノ費用及ヒ損失ヲ辨償スルコトヲ表明スルニ非ラサレハ「マーシヤル」官ハ右動産ヲ其請求人即チ第三者ニ交附スルモノトス

裁判ノ結果ニテ原告ノ勝訴ニ歸スルトキハ「マーシヤル」官ハ直ニ其差押ヘタル物件公賣ノ公告ヲ爲シ公賣ニ付シテ得タル代價ヲ以テ原告ノ請求ヲ満足セシムルナリ然レトモ若シ公賣ニ付シタル代價ニテ不足ヲ生スルトキハ原告ハ被告ノ所有ニ屬スル他ノ財産ニ對シ執行ノ令狀ヲ請求シ得ルモノトス

執行免除  
ノ財産

Replevin.

抑留物取  
戻請求ノ  
手續

然リト雖モ今左ニ記載スル物品ハ執行ノ命令狀ヲ以テ差押ユルヲ得  
サルナリ  
代價合計百弗以下ノ机椅子文庫及ヒ書籍合計代價六百弗以下ノ衣服  
寢臺煖爐一人又ハ一家族ヲ一月間支ユルニ足ル食料其他生計ニ必要  
ナル器具職工又ハ機械師等カ其職業ヲ行フニ必要ナル機械及ヒ道具  
醫師外科醫測量家及ヒ齒醫等カ其業ヲ營ムニ必要ナル機械道具箱及  
ヒ書籍代言人及ヒ教法家ノ書庫等ノ如キハ皆差押ユルヲ得サルモノ  
トス(領事廳規則第三十二條乃至第五十二條ヲ參觀スヘシ)  
二抑留物取戻請求ノ手續  
特定ノ動産取戻請求ノ訴訟ニ就キ若シ原告ノ方ニ於テ被告カ其訴件  
ニ關シ出廷答辨スル以前ニ誓證書ヲ裁判所ニ捧呈シテ被告ハ原告ノ  
所有物又ハ原告ニ於テ所有權ヲ有スル物品ヲ不正ニ抑留シ居ル事實

ナ述ヘ其抑留ノ原因及ヒ抑留物ノ價額且ツ抑留ノ手續正當ナラサル  
コトヲ證明スルトキハ其財産ノ交附ヲ請求シ得ルモノトス  
原告又ハ其代理人ハ右ノ誓證書ニ裏書シテ其表面ニ記載シアル物品  
ヲ自己ニ交附センコトヲ裁判所ノ「マーシヤル」官ニ請願スルヲ得ルナリ  
然レトモ此ノ請願ヲ爲スニハ原告ハ豫メ「マーシヤル」官ノ認可ヲ經タ  
ル二名以上ノ保證人ヲ立テ現ニ交附ヲ請求スル物品ノ價格ニ二倍ス  
ル金額ノ證券ヲ「マーシヤル」官ニ差出シ置キ裁判ノ結果如何ニ依リ右  
物件被告ノ所有ト決スルトキハ爲メニ被告カ蒙ムリタル所ノ損害及  
ヒ費用償却ヲスルコト慥カメサル可カラス  
右ノ手續ヲ爲ストキハ「マーシヤル」官ハ誓書及ヒ保證狀ノ寫ヲ被告ニ  
送達シテ被告又ハ其代理者ノ手ニ在ル物件ヲ己ノ手元ニ領置スルナ  
リ而シテ右ノ誓書及ヒ保證狀ヲ送達スルニ當リ被告所在分明ナルト

キハ必ス被告自身ニ之ヲ請取ラシメ其所在分明ナラサルトキハ之ヲ其平生ノ住所ニ送達シ置クモノトス  
右ノ場合ニ於テ「マ」シヤル「官」カ被告ノ所有スル物件ヲ自己ノ手元ニ領置シ未タ之ヲ原告ニ交附セサル以前ニ在テハ被告ハ何時ニテモ「マ」シヤル「官」ニ對シ右物件ノ返戻ヲ請願シ得ルナリ而シテ其之ヲ請願スルニハ豫メ「マ」シヤル「官」ノ認可ヲ經タル二名以上ノ保證人ヲ立テ右物件ノ價格ニ二陪スル金額ノ證券ヲ提供シ裁判ノ結果如何ニ依リテハ爲メニ來シタル損害及ヒ費用ヲ辨償スルノ責ニ任セサル可カラス而シテ「マ」シヤル「官」カ原告ノ誓書及ヒ保證狀ノ寫ヲ被告ニ送達シテ其所有物ヲ領置シタル後三日以内ニ被告ヨリ其物件返戻ヲ請求セサルトキハ「マ」シヤル「官」ハ直ニ之ヲ原告ニ交附セサル可カラス然レトモ右物件ニ對シ第三者ヨリノ請求アリタルヲ以テ直ニ其旨ヲ原告

民事上被  
告人ヲ逮  
捕スル手  
續及ヒ場  
合

ニ報告スル場合及ヒ右ノ報告ヲ得タル後二日以内ニ原告ヨリ前ニ述  
ヘタル如キ保證狀ヲ提供セサル場合ニハ之ヲ原告ニ交附スルヲ要セ  
ス「マーシヤル」官ハ直ニ之ヲ請求者ニ交附スルナリ(領事廳規則第二十  
五條乃至第二十八條ヲ參觀スヘシ)

民事訴訟ニ關シ被告人ヲ逮捕スル手續

左ニ記載スル理由アルトキハ民事訴訟ニ於テモ其訴訟ヲ審理スル裁  
判所ニ對シ被告人逮捕ノ令狀ヲ請願シ得ルモノトス蓋シ之ヲ請願ス  
ル手續ハ裁判所ニ誓書ヲ捧呈シ其誓書中ニ逮捕狀ヲ請求スルノ理由  
ヲ記載セサル可カラス

- 一 被告人其債主ヲ欺クノ意ヲ以テ將ニ日本帝國ヲ去ラントスル時
- 二 被告人ガ他人ノ代理者又ハ受托者トナリタル間ニ其本人又ハ依  
三 托者ノ金錢又ハ物品ヲ自己ノ用ニ供シタル時

三 動産ノ所持ヲ回復スルノ訴訟中被告人其動産ノ全部又ハ一部ヲ  
 隱匿讓與又ハ賣買シテ之ヲ發見スルヲ得サラシメ又ハ「マーシヤル」  
 官ヲシテ之ヲ差押ユルヲ得サラシムル時  
 四 被告人詐偽ヲ以テ負債ヲ契約シタル時又ハ現在ノ訴訟事件ニ就  
 キ被告人ノ詐偽ヲ發見シタル時  
 五 被告人其債主ヲ欺クノ意ヲ以テ自己ノ財産ヲ讓與賣買シ若クハ  
 賣買讓與セントスル時  
 以上列舉シタル理由ノ内其一ヲ存スルトキハ原告ハ被告人ノ逮捕ヲ  
 請願シ得ルト雖モ裁判所ニ於テハ右逮捕令狀ヲ發スル前豫メ原告ヲ  
 シテ二名以上ノ保證人ヲ立テ五百弗ヨリ少カラサル金額ノ證券ヲ提  
 供セシメ裁判ノ結果如何ニ依リ被告人カ蒙ムリタル損害及ヒ費用ヲ  
 辨償セシムルモノトス

抑モ逮捕狀ハ原告ヨリ訴狀及ヒ保證狀ヲ提供シ裁判所ヨリ被告召喚狀ヲ發シタル後ハ何時ニテモ之ヲ請求シ得ルモノニシテ「マーシヤル」官之ヲ送達スルナリ且ツ逮捕狀ニハ被告人ヲ逮捕シ及ヒ特定ノ金額ヲ徵收シテ保釋ヲ許シ特定ノ時日内ニ其手續ヲ裁判所ニ報告スヘキ「マーシヤル」官ヘノ命令ヲ記載シ被告人逮捕ノ時ニ於テ「マーシヤル」官ヨリ原告ノ保證狀ト共ニ之ヲ被告ニ渡スナリ

裁判執行以前ニ於テ被告人ヨリ逮捕狀ニ記載スル金額ヲ出シテ保釋ヲ請願スルトキハ之ヲシテ二名以上ノ保證人ヲ立テ何時ニテモ裁判所ノ召喚並ニ裁判執行ノ命令ニ應スヘキコトヲ證明セシメ又ハ單ニ原告ノ請求ニ應スヘキ旨ヲ證明セシメ若クハ逮捕狀ニ記載スル金額ノミヲ徵收シテ之ニ保釋ヲ許スモノトス(領事廳規則第二十二條乃至第二十四條ヲ參觀スヘシ)

禁止令

Injunction.

禁止令狀

禁止令狀トハ裁判所ヨリ發スル命令ニシテ或ル人ニ對シ其命令狀ニ記載スル行爲ヲ爲ス勿レ又ハ其代理者及ヒ從僕ヲシテ令狀ニ記載スル事ヲ爲サシムル勿レト禁止スルヲ謂フ

禁止令ニ二種アリ訴訟ノ起頭ニ於テ發スルモノヲ豫備禁止令ト言ヒ訴訟ノ終結ニ際シテ發スルモノヲ最終禁止令ト言フ蓋シ豫備禁止令ナルモノハ訴訟ヲ審理シ原被告兩造ノ權利ヲ決定スル以前ニ豫メ被告ニ對シテ其訴訟ノ原因タル行爲ヲ爲ス勿レト禁止スルモノニシテ最終禁止令ハ訴訟ノ終局ニ至リ原被告ノ權利ヲ確定シタル後恒久ノ救正トシテ與ユルモノヲ謂フナリ

禁止令ハ原告ノ請求理由アルモノトシ此ノ救正ヲ施スノ必要アリト認ムル場合ニ現ニ其訴訟ヲ審理スル裁判所ヨリ發スルモノニシテ其

問題ニシテ且本法上最モ重要ナル疑點ニ屬ス此乃夙ニジョンズ氏  
 トリー氏等カ「懈怠責任ノ大問題」トシテ論究セル所ナリ今ジョンズ氏  
 ノ説ヨリ遂次之ヲ説明セン

グキリヤム、ジョンズ氏ノ説ニ曰ク茲ニ數多ノ人アランニ其中必スヤ  
 極メテ粗忽ナル者アルヘク又極メテ綿密ナル者モアルヘシ而シテ其  
 二者ノ間亦更ニ幾階級アルヲ知ラス然ラハ則チ注意ノ程度ヲ定ムル  
 ニハ其孰レヲカ探ルヘキヤ其極メテ綿密ナル者ニ探ランカ遂ニ何人  
 モ寄托ヲ受クル者ナキニ至ラン其極メテ粗忽ナル者ニ探ランカ遂ニ  
 一物モ寄托スル者ナキニ至ラン然レハ二者俱ニ極端ニ走り到底由テ  
 以テ普通ノ程度ト定ムヘカラサルナリ

兩極端者ノ爲ス所俱ニ探ルヘカラサル夫レ此ノ如クナラハ抑々一定  
 ノ程度ハ竟ニ立ツヘカラサルカ豈然ランヤ唯二者ノ中間ニ立ツ者ノ

行爲ニ求ムヘキノミ蓋シ此中間ニ位スル者ノ行爲ハ最モ世間普通ナルモノニシテ以テ程度標準トナスニ極メテ的當ナルモノトス然ラハ之ヲ定ムル如何曰ク唯世間最モ多數ノ人ノ爲ス所如何ヲ觀察スルヲ以テ足レリトス蓋シ人ノ性行タル千差萬別アルヘシト雖モ一家ノ財産ヲ管理スルノ才智ヲ育スルモノ即チ自家ノ關係ヲ處置スルニ足ル尋常普通ノ人再言スレハ人並ノ人カ其身家ノ管理上ニ用キル丈ノ注意ナルモノハ大體同一轍ニ出テ敢テ甚シキ差異アルコトナシ是レ即チ一般普通ニ用ユヘキ注意ノ程度ト謂フヲ得ヘシ此ノ如ク先ツ尋常普通ノ注意ノ程度ヲ考定シ而シテ後之ヲ標準トシテ又之レニ比シテ稍々少ナク注意ヲ要スルモノト較々多ク注意ヲ要スル者トノ注意ノ程度ヲ定ムルコトヲ得ヘシ然リ而シテ其通常ノ注意ヲモ要セサルモノハ場合ニ於テハ最モ粗忽ナル人カ自己ノ財産ヲ處理スルニ用キル丈ノ

注意ヲ以テ足レリトシ又尋常ヨリハ尙ホ一層綿密ナル注意ヲ必要ト  
 スル場合ニ於テハ最モ綿密ナル人カ自家ノ財産ニ對シ用キル所ノ注  
 意ヲ以テ度トナスヘシト以上<sup>ろ</sup>ハウヰリヤム、ジヨンス氏ノ説ナリ次ニ  
 ストリー氏ノ説ヲ掲ケテ以テ二氏ノ説孰レニ從フヘキヤヲ觀ントス  
 扱米國公法家ノ中ニモ著名ナルストリー氏ノ説ニ曰ク凡ソ何ノ時代  
 何ノ邦國ヲ問ハス又如何ナル事情アルヲ省ミス汎テ一般ニ適用シ得  
 ヘキ普通ノ定則ヲ立ツルハ到底出來ヘカラサル事ニシテ特リ此問題  
 ニ屬スル注意ノ程度ノミニ限ラサルコト論ヲ俟タスト雖モ亦汎テ如  
 何ナル時代如何ナル場所ニ於テハ如何ナルモノヲ以テ普通ノ定則ト  
 ナスヘキヤヲ決スルハ敢テ難キ事ニ非ス例ヘハ現時某ノ地ニ於テ通  
 例普通ノ人々カ平生ノ事務ヲ行フニハ必ス一定ノ方法ニ出ツルヲ發  
 見スヘシ是即チ今ノ時ニ當テ某ノ地ニ於ケル通常人ノ注意ノ程度ヲ

定ムヘキモノナリトス故ニ各場合ニ於ケル注意ノ果シテ相當ナルヤ  
否ヤハ法律上ノ問題ヨリ寧ロ事實上ノ問題ニ屬セサルヲ得ス  
故ニ或時代又ハ或國若クハ或地方ニ於テハ通常一般ノ注意アリトス  
ルモノモ他ノ地方若クハ他ノ國又ハ他ノ時代ニ於テハ必スシモ否ラ  
サルコトアリ是亦獨リ委托法ノ上ニ止マラス他ノ法律規則ノ上ニ於  
テモ皆ナ同キナリ今試ニ時代ノ異ナルニ因リ其注意ノ度モ亦一ナラ  
サル所以ヲ例證センニ譬ヘハ昔時人民未タ質樸ナルノ日ニ在リテハ  
一般ニ家畜ノ類ハ之ヲ庭上又ハ住家ノ近傍ニ畜ヒ何等ノ構柵ヲモ設  
ケス况シテ鎖鑰等ノ設ノ如キ固ヨリアラザリシナリ左レハ若シ此ノ  
如キ時代ニ當テ友人ヨリ家畜ヲ托セラレ自己ノ畜類ト同ク之ヲ畜ハ  
ンニ偶々他人ノ奪ヒ去ル所トナルモコレ鎖鑰ヲ施サ、ルカ爲メ若ク  
ハ構柵ヲ設ケザリシカ爲メ懈怠アリ相當ノ注意ヲ缺キタリト言フヘ

カラサルヘシ之ニ反シ現時ニ於テ若シ此ノ如キ所爲アラハ何人モ其懈怠アルコトヲ否ムモノナカラシ

又一例ヲ掲ケンニ米國北方ノ僻陬ニ於テハ現時ト雖モ通例馬ヲ飼養

スルニモ敢テ厩ニ置テ鎖鑰ヲ施スコトナシト謂ヘリ之ニ反シ若シ紐約

又ハ華盛頓<sup>ワシントン</sup>ノ如キ都會ノ地ニ於テハ牛馬ノ厩舎ニハ鎖鑰ヲ施スコト

必要ニシテ且之ヲ施スコト通例ナリトセハ其鎖鑰ヲ施スト施サ、ル

トハ地方ノ都鄙ニヨリ異ナルモノニシテ從テ又其各處ニ於ル注意ノ

程度ニ差異アルヲ見ルヘシ

以上ハストリ―氏カ注意ノ程度ニ關スル論說ノ大意ニシテ其ジヨン  
ス氏ト異ナル所ハ注意ノ程度ハ豫メ定ムヘカラスシテ時ト所トニヨ  
リ異ナルモノナレハ法律上ノ問題ヨリ寧ロ事實上ノ問題ニシテ陪審  
官ノ判定ニ任スルヲ至當トナスト言フニアリ蓋シ我日本ニ在テモ都

鄙古今人情習俗ノ別アリテ氏カ詳説スル所ノ例證着々相符合スルモ  
 ノアリ以テ其適實ノ論タルヲ證スヘシ  
 之ヲ要スルニ某事件ニ付テハ他國他所ニ於テ必要ナル注意ノ如何ニ  
 拘ラス其國其場所ニアリテ同一階級ノ人民ノ間ニ現時通常用フル所  
 ノモノ即チ其注意ニ關スル一般ノ程度ナリトナスヘシ故ニ其地貿易  
 上ノ習慣職業上ノ慣例等ノ如キモノ最モ重要ナル關係ヲ有スルモノ  
 トス又注意ノ程度ハ一方ヨリ觀察スルトキハ損失ノ起ルヘキ危險ノ  
 多少ノニ比例スルモノト言フ可シ而シテ其危險ナルモノハ當時社會  
 ノ有様ニ從テ種々ノ元素ヨリ成立スル者ニシテ決シテ一樣ナラスト  
 雖モ先ツ第一物品ノ性質價ノ貴賤大小等ハ最モ著シク危險ノ多少ニ  
 關係スルモノナリ例ヘハ米麥等ノ委託ノ金銀寶石等ノ寄托ニ於ルカ  
 如キ其價格ノ非常ニ差異アルヲ以テ之ヲ同一様ノ注意ヲ以テ保存ス

(B) Three different degrees of negligence

ヘカラサルヤ明ケシ又破損シ易キ物質ト否ル物體トノ依托ニ於ケル  
モ亦然リ破損シ易キ薄弱ナル物質ハ危險ナルヲ以テ其保存ノ注意モ  
厚カラサルヘカラス但通常價格ノ差異最モ關係ヲ有スルモノトス  
以上開設スル所ニ據レハ通常ノ注意トハ如何又注意ハ危險ノ多少、土  
地ノ習慣等ニヨリテ多少異同アルヘキ等ノ事ハ明瞭ナラン然リ而シ  
テウキリアム、ジヨンス氏カ此注意ノ程度ヲ<sup>通常ノ注意</sup>ト稱シ而シ  
ニ之ヲ標準トシテ寄托ノ性質ニ從テ之ヨリ生スル危險ノ多少ニ比例  
シテ通常ヨリ多クノ注意ヲ要スルモノト通常ヨリ少キ注意ヲ要スル  
モノトノ二者ヲ區別シ注意ノ度ヲ三段ニ説キタルコトハ己ニ前回ニ  
講述セシ所ナルカ今更ニ之ヲ裡面ヨリ論スレハ不注意ニモ三様アリ  
トス<sup>B</sup>即チ通常ノ注意ヲ<sup>飲ク</sup>通常<sup>不</sup>注意トナシ通常ヨリ多クノ注意  
ヲ要スルモノ、注意ヲ<sup>缺ク</sup>小<sup>不</sup>注意通常ヨリ少キ注意ヲ要スルモ

ノチ缺クヲ大不注意トナス是ナリ又此注意ヲ缺キタルハ即チ過失ナ  
 レハ之ヲ大過失、通常ノ過失、小過失ト言フモ可ナリ  
 蓋シ右ノ如ク不注意即チ過失ヲ三様ニ分ツコトハ羅馬法、英國法ミナ  
 然リ羅馬語ニテハ大過失ヲ「ラタ、カルバ」ト謂フ而シテ羅馬法學家及或  
 英法學士ハコノ「ラタ、カルバ」ヲ以テ詐欺ニ同シキモノトナセリウキリ  
 ヤム、ジョンズ氏モ亦同説ナルモノ、如シ其言ニ曰ク大不注意トハ誠  
 實ノ信任ヲ破レル所爲ナリト又曰ク大過失ハ詐欺ノ證ナリト  
 今聊カ愚見ヲ以テジョンズ氏ノ説ノ採ルヘカヲサル所以及ヒ大不注  
 意ノ詐欺ト同シク見做スヘキモノナルヤ否ヤヲ説カン  
 先ツ大不注意ナルモノハ果シテ詐欺ト同一視スヘキモノナルヤ否ヤ  
 ナ考フルニ之ヲ英國ノ判決例ニ按スルモ確然區別スルモノ、如シ例  
 ヘハ甲乙ヨリ貴重ナル寶玉一箇ヲ委托セラレ偶々之ヲ机上ニ置ケリ

人アリ甲ノ油斷ヲ窺ヒ之ヲ竊ミ去レリ此ノ場合ニ於テ斯ル貴重ナル物ヲ預リナカラ輕忽ニモ机上ニ放置シテ顧ミサルハ如何ニモ大過失アルニ相違ナカルヘク必スヤ相當ナル償却ヲナサ、ルヘカラス然レトコレ果シテ詐欺アリトハ見認難カラシテ<sup>1</sup>判決先例ニ左ノ場合アリ甲乙ナル畫工ニ一ノ油畫ノ額面ヲ附托セリ乙之ヲ己ノ部屋ニ掲ケ置ケルニ其部屋正ニ廐舍ニ隣セルヲ以テ濕氣浸入シテ自然ニ油畫ニ浸潤シ數日ニシテ大ニ損傷セリ甲之ヲ訴ヘテ損害ヲ要償セリ仍テ判決ニハ充分ノ懈怠即チ大不注意アリトシテ責任ヲ乙者ニ負ハシメタリ然レト詐欺アリトハ認メラレサリシ而シテコノ判決例ハ所謂摸範先例トモ稱スヘキモノナレハ以テ大不注意アリト雖モ英法上直チニ詐欺アリトハ認メラレサルコト明カナラン若シ之ニ反シテ夫ノ詐欺ト大過失トハ同一ナリトノ說ニヨランカ此ノ如キ場合ニハ別ニ乙カ甲ヲ欺

騙スルノ意思ナカリシコト明了ナレハ詐欺ナシト云ハサルヲ得ス左  
スレハ大不注意モ亦ナキニ至ルヲ以テ遂ニ何等ノ損害賠償ヲモ請求  
スル能ハサルノ不幸ヲ生スヘシ何トナレハ大不注意アルニアラサレ  
ハ損害ノ責ニ任セサルノ場合ナレハナリコレ豈ニ穩當ノ説ト云ヲ得  
ンヤ蓋シ有名ナルジョンズ氏ニシテ此ノ如キ説ヲナシタルハ誠ニ解  
シ難キ所ナレハ其意或ハ大不注意ハ詐欺ノ證據ナリト云フニ止マル  
ヤ知ルヘカラスト雖モ兎ニ角英國判決例ニハ二者ヲ同一視スルコト  
ナケレハ之ヲ區別スルコト其法意ニ適スルモノト云フヘシ  
之ヲ要スルニ所謂大過失又ハ大不注意ナルモノハ大抵ナル粗忽ノ人  
ニテモ尙ホ用ル所ノモノニシテ即チ極メチ輕少ナル注意ヲ缺クヲ謂  
ヒ通常ノ不注意即通常過失トハ凡ソ人並ノ人カ通例盡ス所ノ注意ヲ  
盡サ、ルヲ謂ヒ又小過失又ハ小不注意トハ最モ謹厚綿密ナル人カ盡

問第十八號(第一號二十一丁) 合意ヨリシテ對世權ヲ創生移轉シ且法鎖ヲ生セシムルコトアリ此ハ前段法鎖ヲ説キタル第五ノ場合ト同一ノモノトス云々  
 合意ヨリ生スル法律上ノ結果ニ法鎖ニアラサル他ノ結果ヲ掲ケタル場合ニ於テ合意ヨリ生シタル法鎖第五ノ場合ト同一ノモノトハ如何説明ヲ乞フ  
 問第十九號(第一號九丁) 安藤亥太郎 權利義務ノ關係ヲ譯シテ法鎖ト稱ス云々トアルニ又法鎖ナル語ハ重ニ義務ノ一端ヲ示スノ語ナリトアルハ如何且「士」ページニ二箇ノ對手トハ法鎖ノ權利者義務者ヲ謂フトアル法鎖ノ權利者義務者トハ通例ノ權利者義務者ヲ云フ哉  
 問第二十號(第一號十丁)

權利者若シ不確定ナルトキハ其權利義務ハ公法上ノ權利義務タルヘ  
シトアル公法上ノ權利義務トハ如何ナル權利義務ヲ云フ哉

問第二十一號(第一號十八丁)

法鎖ノ原因トハ圖解ノ外他ニ原因アリヤ如何

問第二十二號(第一號一丁)

成瀬正弘

強行法ト聽用法トノ區別ノ説明ヲ見テ不圖疑義ヲ生シタリ其ハ他ニ  
非ス某先生ノ法學通論講義法律區別ノ部ニ強行法ト聽任法トノ別ア  
リ即チ法律ノ種類ニヨリテ國民ノ願望ニ拘ハラズ必ラス之ヲ遵奉ス  
ヘキノ義務ヲ負ハシムル法アリ之ヲ強行法ト云フ即チ刑法憲法等ノ  
如シ又法律ノ或ル種類ニ依レハ預メ範圍ヲ定メ其内ニ規定ヲ立ルモ  
人民ノ願望ヲ容レ其定規ニ從フト否トハ人民ノ意思ニ任スルモノア  
リ之ヲ聽任法ト云フ假令ハ相續法、金錢貸借利子定法等ハ法律ヲ以テ

相續人タル資格及順序等利子何割ト規定アルモ若シ遺囑ニ由リ他人ニ相續人タラシムモ法律上規定ノ利率ニ從ハサルモ法律之ヲ拒禁セサルヲ云フ云々トアリ右ニ依リテ考フレハ聽任法ナルモノハ某先生ノ解ニ從ヘハ其法律ノ範圍内ニ於テ人民ノ私意ヲ容ルハモノナレトモ土方先生ノ御説ニヨレハ其法律ノ範圍内ニ於テハ私意ヲ容レサルモノニシテ即チ契約賣買ヲ爲サレハ範圍外兎モ角モ苟モ之ヲ爲ス範圍内以上ハ其法律ニ從ハサル可ラス其法ニ從ハサレハ其保護ヲ受ル能ハサルモノニテ即チ其範圍内ニ於テハ人民ノ私意ヲ容レサルモノト云ハサル可ラス然ラハ之ヲ聽任法ト云フ可ラス寧ロ強令法ノ部分ニ屬スルモノニアラスヤトノ疑惑ヲ生セリ但シ某先生ノ所謂聽任法ト土方先生ノ所謂聽任法トハ自カラ別種類ノモノナリヤ果シテ別種類ノモノナレハ別ニ疑惑ナシ御教示ヲ乞フ

## 問第二十三號 (第一號十三丁)

法鎖ノ原因第五三法鎖ハ主トシテ對世權ヲ創生移轉スル取引ニ附着シテ生スルアリ例セハ結婚信託ノ場合ヲ云フトアリ右ノ言ヲ説明シテ曰ク(十四丁)茲ニ甲男ト乙女トアリテ既ニ夫婦トナリタルトキハ甲者ハ夫タルノ身分ヲ得乙者ハ妻タルノ身分ヲ得而シテ此身分ナルモノハ婚姻ニヨリテ創立セルモノトス云々右ニ就テ案スルニ婚姻ハ必ラス對世權ヲ創生移轉スルノ取引トセハ財産ヲ有スル女ハ婚姻ニヨリテ其所有權ヲ其夫ニ移轉スルヲ得ヘシト雖トモ財産ナキ女ハ移轉スルヲ欲スルモ得ヘカラス然ラハ此場合ハ例外ナリヤ又對世權ヲ創生スルトハ如何ナル事柄ナリヤ前キノ説明中ニアル(甲者ハ夫タルノ身分ヲ得乙者ハ妻タルノ身分ヲ得云々)トアル其身分ヲ創生スルコトヲ指スモノナリヤ果シテ然ラハ身分ハ對世權ト同一

ナリヤ

問第二十四號

婚姻ノ契約ニアラサル理由ノ一部分ハ只權利ノ増減變更ヲ目的トスルモノ、ミ契約ニシテ權利ノ創生ヲ目的トスルモノハ契約ニアラストノ點ニアリヤ何トナレハ前段ニ婚姻ハ權利ヲ創生移轉スルモノトアレハナリ

問第二十五號

權利ヲ創生スルヲ目的トスルノ契約アリヤ否

問第二十六號 (第一號十六丁)

「普通ノ意思トハ外形ノ所爲ニ顯ハル、所ヲ以テ双方ニ普通ナリトスル所ノ意思ヲ云フ」トアリ願クハ例ヲ舉テ説明アランコトヲ問第二十七號 (第一號十七丁)

合意ノ元素ノ第五ノ全文ニ就テ考フレハ土地賣買ノ契約ヲ結ブモ地券ヲ書換フルニ非サレハ其契約無効ナルカ如シ抑契約ナルモノハ單ニ土地ノ賣買或ハ貸借ヲナスコトヲ約束スルモノニシテ決シテ所有權ヲ得ルモノニアラサレハ双方法律上ノ結果ヲ生センコトヲ希望シテ賣ル可シ買フ可シト同意スルトキハ完全ナル契約ニアラスヤ彼ノ地券ヲ書キ換フルカ如キハ既ニ契約ノ範圍外ニシテ賣買取引實行中ニアルモノニアラサル歟若シ取引實行ヲ以テ契約ナリトセハ取りモ直サス契約ヲ以テ所有權ヲ得ルモノトスルニ同カルヘク且又地券ヲ書換フルヲ以テ契約ノ完結トセハ土地賣買契約ニハ破約ト云フモノハ有リ得可ラサルヤニ愚考ス何トナレハ既ニ地券ヲ書換ヘテ所有權ヲ得ハ破約セント欲スルモ得ヘラサル次第ニ立到ラサルニ於テチヤ

○法學通論

問第一號 (第六號三十七丁)

在東京本郷 清水和太郎

「乙之ヲ引渡スコトヲ欲セス他ニ消耗シタルトキハ甲ハ乙ニ對シテ其代價并損害ヲ要求スルノ權ヲ生ス」トアリ代價ト損害トハ別々ノモノニシテ代價ハ損害ノ内ニ包含シタルモノニハアラサルカ

問第二號 (第八號三十九丁)

第一ノ契約上ノ權利破レテ第二ノ損害要償ノ訴權ヲ生ストアリ依之觀之前項ノ疑問ニ於ケル代價ヲ要求スルハ第二ノ權利ナルヲ以テ無論損害要償ト稱シテ可ナルカ果シテ可ナリトセハ何ヨリ代價并損害ト各別ノ如ク御説明アリタルカ

問第三號 (全上)

契約通り履行シ得ヘカラサル時ニハ損害要償ニ止マルコトハ英佛共ニ同様ニシテ勿論ノコトナリ「損害要償ニ止マルコトハ英佛共ニ同シ

ト云テ以テ見ルトキハ英法ニ於テモ尙佛法ノ如ク第二ノ權利ヲ以テ  
 第一ノ權利ニ對スル義務ヲ履行セシメ若シ履行シ得ラレサルトキハ  
 止テ得ス損害要償ノミヲ求ムル如シ然レ共御説明ニ依ルトキハ英法  
 ニ於テハ第一ノ權利破ラレタルトキハ第二ノ權利ヲ生シ損害要償ヲ  
 爲スノミヲ以テ敢テ第一ノ權利ニ對スル義務ヲ求メサカル如シ（契約  
 ノ履行ヲ求ムルハ變例ナリ）然ニ英法モ共ニ損害要償ニ止マルト云フ  
 故ニ求メサルヲ至當トス（然ニ英法モ共ニ損害要償ニ止マルト云フ  
 トキハ何ヤラ佛法ノ如ク第二ノ權利ヲ以テ契約通り履行ヲ求メ併セ  
 テ損害要償ヲモナサル、カ本例ノ如シ之レ生カ疑ヲ生シタルノ點ナ  
 リ）

右各項何卒御明示アラランコトヲ切望ス

○代理法

問第二號（第二號八丁）

安藤亥太郎

萬國法律週報發行廣告

初號本月廿六日出版

每週金曜日出版●一冊定價金四錢五厘●八冊豫約前金三十二錢●十六冊前金六十錢●三十二冊前金壹圓八錢●六十四冊前金壹圓九十錢●但東京區外并各地方遞送ノ分ハ別ニ一冊ニ付郵稅一錢ツ、申受ケ候

主筆

英吉利法律學校幹事兼講師

法學士 正七位 渡邊安積

今ヤ我日本帝國ハ條約改正ヲ決行シ全國ヲ開放シ外人ノ雜居ヲ許シ裁判權ヲ恢復シ内外人ヲ問ハス一律ニ我國法ヲ以テ之ヲ處セントス是レ實ニ我國ヲシテ文明國ノ列ニ加ヘ眞正獨立ノ一帝國タラシムル者ニシテ我國民タル者各應分ノ力ヲ出シテ以テ國家ニ盡スヘキノ期ハ抑モ今日ヨリ急且切ナルハナシ就中法律學ヲ以テ己レカ職トスル者ニ至リテハ須ク其技能ヲ盡シ一方ニ於テハ我國法律ノ改良ヲ補翼シ他ノ一方ニ於テハ同胞三千七百萬人ヲシテ法律上ノ智識ヲ涵養セシムルヲ勉メサルヘカラス法學士渡邊安積先生大ニ茲ニ慨スル所アリ英吉利法律學校諸氏ノ補助ヲ借り萬國法律週報ヲ發行シ以テ聊カ前述ノ本分ヲ盡サントスルノ舉アリ乃チ本店ニ於テ之ヲ發行シ廣ク國內ニ頒布セント欲ス

明治十九年十一月十九日

萬國法律週報發行所

法律書店

錦

水

堂

○英船ノルマントン號

沈没ニ付  
キ廣告

英國商船法

正價

今般英船ノルマントン號沈没ニ付キ船長ノ義務責任ニ關シ攷究ヲ要スル論ヲ

俟タス幸ニ法學士山田喜之助氏譯述英國商船法ハ此事ヲ論スル最モ詳カナ

レハ有志者ノ一讀ヲ煩ス

英國私犯法三版

正價

ノルマントン號沈没ニ付キ死者ノ遺族ヨリ民事私訴ヲ起シ損害賠償ヲ要求シ得ヘキトニ關シテハ

帝國大學法學協會

ニ於テハ英國カンブレル條例ニ於テ其權アルトナ可決シタリ幸ニ英國私犯法增訂

第三版第二卷第六編ヲ精讀セラヨ又特ニ第百四十丁ヲ注意セラレヨ

山田先生

ハ蚤ニ此事ヲ確論セリ

東京々橋區三  
十間堀壹丁目

九春堂

萬國法律週報廣告

今般萬國法律週報發兌候ニ付校外生諸君ノ爲メ錦水堂ト特約ヲ結ヒ八冊前金二拾四錢ヲ以テ賣渡シ候但シ東京區外ハ壹冊ニ付郵税金壹錢ヲ申受ケ候

萬國法律週報第壹號目次

○法理學○私犯法○不完全義務ノ約定○英吉利制定法撮要○判決例並註解○增島六一郎君ノルマントン號事件ノ演說○攻法會記事○討論筆記○雜件

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

一 法學通論	一 契約法	一 私犯法	一 親族法	一 刑理法	一 代理法	一 組合法	一 動產委託法	一 合衆國法律	一 英國刑法	一 羅馬法	一 判決錄	一 理論學	一 理財學	一 英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	法學士	法學士	文學士	米國文學士	法學士
山田喜之助	土方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	シドモール	澁谷慥爾	渡邊安積	渡邊安積	坪井九馬三	駒井重格	菅沼達吉

第二學年

一 流通證書法	一 商船法	一 治罪法	一 保險法	一 國際公法	一 訴訟法	一 オース法理學	一 ナンズ法理學	一 合衆國法律	一 判決錄	一 萬國公法論	一 訴訟演習	一 英語學	一 財產法	一 破產法	一 法律牴觸論	一 分析法理學	一 法律沿革論	一 憲政法	一 行政法	一 訴訟法
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	松野貞一郎	伊藤悌治	植村俊平	增島六一郎	關直彦	シドモール	渡邊安積	イーストレキ	菅沼達吉	菅沼達吉	增島六一郎	增島六一郎	增島六一郎	山田喜之助	渡邊安積	增島六一郎	植村俊平	江木衷	增島六一郎

一 英法註釋	一 法律原論	一 私犯法	一 契約法	一 訴訟法	一 第二科教授受持講師姓名	一 臨時講義	一 臨時講義	一 卒業論文	一 英語學	一 訴訟演習	一 動產差押法	一 萬國公法論	一 合衆國法律	一 立憲法學	一 日本法令	一 オーストラリア氏
英法註釋	ブルーム氏	テラー氏	アデソン氏	スミス氏	○第二科教授受持講師姓名	臨時講義	臨時講義	卒業論文	英語學	訴訟演習	動產差押法	萬國公法論	合衆國法律	立憲法學	日本法令	オーストラリア氏
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	第一學年	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	澁谷愷爾	奧田義人	土方寧	増島六一郎	増島六一郎	合川正道	小村壽太郎	高須碌郎	高須碌郎	高橋健三	高橋健三	高橋健三	高橋健三	高橋健三	高橋健三	高橋健三

一 法律沿革論	一 法律學	一 法律抵觸論	一 破産法	一 國際公法	一 會社法	一 流通證書法	一 證據法	一 不動產法	一 買賣法	一 代理法	一 英法註釋
法律沿革論	法律學	法律抵觸論	破産法	國際公法	會社法	流通證書法	證據法	不動產法	買賣法	代理法	英法註釋
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
高橋健三	江木衷	渡邊安積	増島六一郎	江木衷	岡山兼吉	奧田義人	土方寧	渡邊安積	元田肇	山田喜之助	渡邊安積

一憲 アモス氏 法 法學士 伊藤悌治  
 一衡 スネル氏 法 米國 法律學士 小村壽太郎  
 右之通り改定候也

明治十九年十月 東京神田錦町貳丁目貳番地  
 英吉利法律學校

英吉利法律學校規則抜抄  
 第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八條 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ第三十九條 講義録ハ第一級講義録第二級講義録第三年講義録ノ三種トス但第三年級講義録ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス  
 第四十條 出版日 第一級講義録ハ毎土曜日ニ發兌シ第二級講義録ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス  
 第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙數九十二ページヲ限リトス  
 第四十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記

載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試驗ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス  
 第四十四條 教科及修業年限 教科及修業年限ハ校内生ニ同シ  
 第四十五條 講義録配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ  
 第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試驗ノ上之ヲ授與スヘシ  
 第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍、住所、年齡ヲ記シタル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ  
 第四十八條 校外生入學

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也  
 宿所族籍

年月日

姓

名印  
 年齡

英吉利法律學校御中

第四十九條束修 校外生ハ束修金五拾錢  
 ナ納ムヘシ  
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月  
 謝金七拾錢ヲ納ムヘシ  
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ  
 見合スヘシ  
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増  
 加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ  
 納メシムルコトアルヘシ  
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ  
 ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學  
 スト雖之ヲ返付セス  
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏  
 名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ  
 通知スヘシ  
 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ  
 月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ  
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續  
 ナ爲サシムヘシ  
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲  
 替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町  
 二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼  
 吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ  
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス  
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配  
 達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ  
 第三款 校外生質問規則  
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登  
 載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信  
 ナ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問  
 ハ一切答案ヲ付セサルモノトス  
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義  
 録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見  
 出シ難キトキハ此限ニアラス課目丁數  
 ナ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ  
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於  
 テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認  
 ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難  
 キモノハ答案ヲ付セサルヘシ  
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講  
 義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ  
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本  
 校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

第三號中組合法ト成法理論トノ間一枚脱  
 紙ノ如クアレトモ右ハ植字ノ誤ナリ

法學士高橋捨六先生著

# 英米身分法

洋製美本全一冊  
定價九拾錢

十月廿五日發兌

身分法といふは親族法とも稱し婚姻離婚を始め夫婦親子後見人及び主人奴僕等に關する法理を網羅詳論せるものなり殊に本書は高橋先生一にの専修學校の教科用ニ供せんが爲め汎く英米の法典を參照し章を分て節とし節を分て則とし專はら簡易明解を主とせられたる著述なれは恰も一部の法典を見るに異ならず故に法律に志すの人は勿論苟も親たり夫妻たり後見人たる身分ある人は熟讀し賜ふべき良書たり尙購讀書諸君の便宜を計り目錄書并に見本を調製し置たれば左店の中へ貳錢郵券寄送次第進呈す

英吉利法律學校  
教科書賣捌所

神田區表神保町一番地角  
錦水堂

銀座三丁目

發賣所

博聞社

## 訴訟鑑定約定起算相談

ばりすとる 法學士 增島六一郎 英米法律

ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 チ誤リタルカ爲メ  
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然  
終ヒニ救フニ道ナ リ依テ  
キモノ少ナカラス 地方事件 通

信局 キ 代言 鑑定辯護立 内外商業

取引等ニ關 未萌 ニ防クノ  
シ當初ヨリ 相談 害失敗ヲ 助カチ爲

且英國 倫敦 ナル船舶輻輳ノ中央ニ於 衝

突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地 諸

君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セン但シ規則  
御記送アラハ急速ニ 書ハ御申越次

第進呈  
スヘシ

東京日本橋區 本局 横濱居留地出張所  
檜物町六番地 六十番館

20131023

法學士渡邊安積講義

アンソ  
氏契約法 第十四編 定價金拾錢  
郵稅金貳錢

第一、四、六、七、八、九、十一編ハ各八錢ツ、  
第二、三、五、十、十二、十三編ハ各拾錢ツ、  
アンソン氏契約法ハ英吉利契約書中最モ  
新シク最モ精覈ノモノニシテ英國大學校  
我帝國法科大學及英吉利法律學校等ニ於  
テ教課書トナス者ナリ本書ハ慣習法衡平  
法制定條例等ノ中ヨリ契約ニ關スル規則  
ハ悉ク網羅シ英國現行法ハ一モ洩ス所ナ  
シ●本書ハ先キニ出版ニ着手シタル以來  
大ニ江湖諸君ノ愛讀ヲ辱シ許多ノ冊數ヲ  
賣盡シタルニ不幸ニモ講義者事故アリテ  
久シク中絶ノ姿ニ相成リ愛讀諸君ヨリ頻  
リニ督促ヲ蒙リ恐縮ノ至リニ堪ヘス然ル  
ニ今日ヨリ再ヒ舊業ヲ繼キ續々殘編ヲ出  
版シ速ニ竣功スルコトヲ期スヘシ  
但初編ヨリ御入用ノ御方ヘハ全部取揃ヘ  
差出可申候

神田區神保町一番地

錦水堂

THE IGIRISU HORITSU  
GAKKO TEXT-BOOK 英文法

律書

第一號第二號第三號出版セリ●第一號目  
次○ブラツクストイン氏英法註釋○スミ  
ス氏商法○スミス氏訴訟法●第二號目次  
ブラツクストイン氏英法註釋○マークヒ  
ー氏法律論綱○アンダーヒル氏私犯法○  
アンソン氏契約法●第三號目次○アン  
ダーヒル氏私犯法○アンソン氏契約法○  
ブルーム氏英法註釋○スミス氏商法○  
神田錦町 神田小川町通  
英吉利法律學校 錦水堂

明治十九年十一月廿七日(定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

發行所 神田錦町貳丁目貳番地  
英吉利法律學校